

平成30年 9 月 20 日（木曜日）

第 2 号

平成30年第3回北海道議会定例会会議録

第2号

平成30年9月20日（木曜日）

議事日程 第2号

9月20日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1

号ないし第4号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (96人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	1番	浅野	貴博	君
	2番	菊地	葉子	君
	3番	阿知良	寛美	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君
	17番	船橋	賢二	君

18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君
48番	吉田	祐樹	君

49番	佐々木 俊 雄 君	88番	岩 本 剛 人 君
50番	田 中 芳 憲 君	89番	遠 藤 連 君
51番	富 原 亮 君	91番	加 藤 礼 一 君
52番	八 田 盛 茂 君	92番	喜 多 龍 一 君
53番	松 浦 宗 信 君	93番	竹 内 英 順 君
54番	東 国 幹 君	94番	本 間 勲 君
55番	内 海 英 徳 君	95番	伊 藤 条 一 君
56番	大 崎 誠 子 君	96番	川 尻 秀 之 君
57番	小 畑 保 則 君	98番	神 戸 典 臣 君
58番	角 谷 隆 司 君	99番	高 橋 文 明 君
60番	千 葉 英 守 君	100番	和 田 敬 友 君
61番	長 尾 信 秀 君	欠 席 議 員 (1人)	
62番	中 司 哲 雄 君	78番	池 本 柳 次 君
63番	藤 沢 澄 雄 君	欠 員 (4人)	
64番	村 田 憲 俊 君	59番	
65番	北 口 雄 幸 君	69番	
66番	小 林 郁 子 君	90番	
67番	橋 本 豊 行 君	97番	
68番	広 田 まゆみ 君	<hr/>	
71番	中 山 智 康 君	出 席 説 明 員	
72番	大 河 昭 彦 君	知 事	高 橋 はるみ 君
73番	志賀谷 隆 君	副 知 事	辻 泰 弘 君
74番	吉 井 透 君	同	窪 田 毅 君
75番	真 下 紀 子 君	同	阿 部 啓 二 君
76番	森 成 之 君	公 営 企 業 管 理 者	浦 本 元 人 君
77番	金 岩 武 吉 君	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛 君
79番	滝 口 信 喜 君	総 務 部 長	中 野 祐 介 君
80番	須 田 靖 子 君	兼 北 方 領 土 対 策 本 部 長	
81番	高 橋 亨 君	総 務 部 職 員 監	山 岡 庸 邦 君
82番	佐々木 恵美子 君	総 務 部 危 機 管 理 監	橋 本 彰 人 君
83番	三 井 あき子 君	総 合 政 策 部 長	小 野 塚 修 一 君
84番	星 野 高 志 君	総 合 政 策 部 監	黒 田 敏 之 君
85番	三 津 丈 夫 君	交 通 企 画 監	
86番	平 出 陽 子 君	総 合 政 策 部 監	豊 島 厚 二 君
87番	吉 田 正 人 君	空 港 戦 略 推 進 監	

環境生活部長 渡辺明彦君
 環境生活部長 橋 聡君
 アイヌ政策監
 保健福祉部長 佐藤 敏君
 保健福祉部 栗井是臣君
 少子高齢化対策監
 経済部長 倉本博史君
 経済部観光振興監 本間研一君
 経済部食産業振興監 中田克哉君
 農政部長 梶田敏博君
 農政部長 甲谷 恵君
 食の安全推進監
 水産林務部長 幡宮輝雄君
 建設部長 岡田恭一君
 建設部建築企画監 平向邦夫君
 会計管理者 小玉俊宏君
 兼出納局長
 企業局長 根布谷禎一君
 道立病院部長 田中宏之君
 財政局長 森 隆司君
 財政課長 古岡 昇君

選挙管理委員会 森 弘樹君
 事務局 長

人事委員会 山口修二君
 事務局 長

警察本部長 和田昭夫君
 総務部長 池田康則君
 警備部長 宮腰憲章君
 総務部参事官 島村諭支敏君
 兼総務課長

労働委員会 成田祥介君
 事務局 長

監査委員事務局 佐藤和彦君
 長

収用委員会 木村幸子君
 事務局 長

議会事務局職員出席者

事務局 長 森田良二君
 議事課 長 木村敏康君
 議事課主幹 本間 治君
 議事課主査 中澤正和君
 議事課主任 小倉拓也君
 同 古賀勝明君

午前10時11分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
 報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

- 人事委員会委員長から、議案第4号について意見書の提出がありました。
 （上の条例案に対する意見は巻末議案の部に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

真 下 紀 子 議員

森 成 之 議員

金 岩 武 吉 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1号ないし第4号

(質疑並びに一般質問)

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1号ないし第4号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

三好雅君。

○45番三好雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、自民党・道民会議を代表して、当面する道政上の諸課題などについて、順次質問をさせていただきます。

初めに、今月、北海道を襲った北海道胆振東部地震等の災害についてであります。

9月4日から5日にかけて本道を駆け抜けた台風21号によって、道内の広い範囲にわたり、家屋や農林水産業などに大きな被害が発生しました。

翌日、6日未明には、胆振東部を震源とする最大震度7の内陸直下型地震が発生し、この地震に伴って、多くの住宅などを巻き込む大規模な土砂崩れなどが生じ、41名のとうとい命が失われ、多くの方々が負傷されるという痛ましい事態が発生しました。

改めて、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、消防、警察、自衛隊を初めとする、復旧に御尽力いただいている関係者の皆様に心から敬意を表します。

また、私どもも、被災地の一日も早い復旧、復興が図られるよう、最大限努力してまいりたいと覚悟であります。

このたびの一連の災害では、全道規模の停電や広い地域で断水が発生し、JRを初めとする公共交通機関の運休や高速道路の通行どめが全道に及び、さらに、復旧の見通しなどに関するタイムリーな情報提供に欠ける面もあったことから、道民の日常生活が混乱し、経済社会活動が完全に麻痺しかねない事態となりました。

その結果、約295万戸に上る停電や断水で不自由な生活を強いられた方々ばかりでなく、出荷が困難になり、生乳の廃棄を余儀なくされた酪農経営者などの1次産業の方を初め、冷凍貯蔵していた食材などを処分せざるを得なくなった外食産業や卸小売業、大量のキャンセルが発生し、大幅な売り上げ減が見込まれる観光産業等に携わる中小企業者など、全ての道民がこのたびの災害の被災者だったと言っても過言ではありません。

現在も避難を余儀なくされている被災者の方々への支援や瓦れき処理などを含め、被災地の復

興に当たる市町村への支援はもとより、大きな影響をこうむった1次産業や中小企業等の経営再建など、このたびの災害からの復旧、復興、災害に強い北海道づくりに向け、道はどのように取り組む考えなのか、伺います。

このたびの地震災害に伴う停電で、道民の日常的な情報入手の手段となっているテレビやインターネット等の利用が困難となり、こうした中で、断水の予定等、誤った情報や正確さを欠く情報、いわゆるデマ情報が電子メールなどを介して拡散し、道民の不安をかき立てたケースもあったと承知しています。

災害が発生し、通常の情報伝達手段が限られる中で、こうしたデマ情報が見られる場合には、正確な情報を速やかに提供することによって、不安を抱えている多くの被災者の方々を支えていくことが、高度に発達した情報通信社会における災害対応上の重要課題と考えます。

道は、今後、どのように対応していく考えなのか、伺います。

このたびの地震災害の特徴は、あらゆる社会経済インフラの基盤となる電力供給が全道規模で途絶し、このことが、上下水道の多くや公共交通、情報通信機能などを麻痺させ、道民の日常生活や経済活動全般に深刻な影響を与えたことです。

北海道全島の全電源喪失とでもいうべき異常事態が現実になり得ることを我々一人一人が身をもって体験することとなりました。もし、連日、氷点下を記録するような厳冬期に全島電源喪失となれば、どれほど多くの犠牲を強いられることとなったか、想像するだけで背筋が凍る思いであります。改めて、安定的な電力供給の重要性を再認識し、現状を見直す契機としなければなりません。

今回の事態は、北電の発電能力が苫東厚真地区の発電所に過度に集中していたことが根本的な原因と言われており、以前から発送電システムの危機管理を不安視する声がささやかれていた北電が、石狩湾新港地区で進めていた大規模なLNG火力発電所の建設や、泊原子力発電所の再稼働に向けた準備作業を急いでいれば、このような事態は避けることができたと言わざるを得ません。

停電が全道に及んだ時間帯には、医療器具を利用し、在宅で療養していた方々などにとって、直接、命の危険にかかわる瞬間があったことを、電力供給に責任を負っている北電は重く受けとめなければなりません。

知事は、このたびの全電源喪失についてどのような認識を持っており、こうした事態を二度と生じさせないため、道としてどのように対処する考えなのか、伺います。

北電の発表では、今後、通常電力供給レベルに回復するまでに相当長期を要し、その間、節電などの対策に道民を挙げて取り組まなければならない状況となっています。

こうした状況が、報道を通じて国内外に繰り返し発信されることが見込まれ、既に多くのキャンセル等が発生し、大きな影響を受けているホテル、旅館や飲食店、貸し切りバスなどの観光関連産業にさらなる打撃となることは確実です。

道は、こうした観光産業をめぐる厳しい状況をどう受けとめ、どのように対応する考えなの

か、伺います。

このたびの地震災害で電力供給が途絶え、在庫があるガソリンスタンドでも給油ができなくなり、大きな混乱が生じました。電力供給の途絶が、電力以外のエネルギー供給にも影響したことは、重く受けとめなければなりません。

特に、これから、暖房用の燃料が必要となる時期を迎え、灯油などの供給にも大きな役割を果たすガソリンスタンドの機能を維持することは、積雪寒冷な本道においては喫緊の課題と考えます。道はどのように対応する考えなのか、伺います。

このたびの地震災害では、ほとんどの公共交通機関が運休に追い込まれ、信号機が機能していない交差点を多くの自動車が行き交う交通事情の中で、自転車が手軽で貴重な移動手段になった方々も多く、自転車専用道路を初めとする、自転車の安全な利用環境の重要性を再認識したとの声を聞いています。

これまでも、平成28年9月の大雨により、私の地元である利尻島を周回する道道が通行どめとなった際、内陸側にほぼ並行する形で整備されていた自転車道路が、救急車などの緊急車両の貴重な代替路として活用できることが確認された例もあります。

道では、現在、北海道自転車条例が掲げる目的の推進を図るため、自転車活用推進計画の策定を進めておりますが、災害時の交通機能の維持に資するものとしても、改めてその役割に注目が集まっている自転車を安全に利用できるような環境を整えることは、重要な政策課題と考えます。

自転車専用道路や専用レーンといったハード面の整備はもとより、公共交通機関への自転車の持ち込み乗車の推進など、自転車利用の促進につながる社会的な環境も整えていくことが重要と考えます。

道は、自転車活用推進計画を取りまとめるに当たり、災害時の利用も念頭に置いた利用環境の整備をどのように位置づけて、推進を図る考えなのか、伺います。

このたびの地震災害に関し、先日、道は、激甚災害の指定や早期の復旧に向けた支援、予算の確保などを国に要望しましたが、我が国の電力史上で初となるブラックアウトにまで至ったこのたびの地震災害の特異性に鑑み、国から真に実効ある支援を引き出すためには、地震による直接の被害額にとどまらず、今後、節電対策、バックアップ電源対策に伴って生じる企業のコスト負担や宿泊予約のキャンセル等による逸失利益などを含め、幅広く影響を把握するなど、今回の災害が道民に及ぼしたマイナスの影響を着実に積み上げ、国にしっかりとした対策の実施を求めていく必要があります。

道は、今後、どのように影響把握を行っていく考えなのか、現時点での被害状況も含めて伺います。

次に、豪雨災害についてであります。

7月に西日本で発生した豪雨災害では、これまでに経験したことがないほど広い範囲で大規模な土砂崩れや洪水などが発生し、数多くの方が亡くなられる事態となりました。

このたびの災害の背景には、地球温暖化の傾向があると言われており、本道でも、いつ、今回

の豪雨災害と同じような大規模自然災害が発生してもおかしくない状況にあります。

このたびの災害などから教訓を酌み取り、今後、ハード、ソフトの両面から、防災、減災の取り組みを強化することが求められます。

まず、今回の西日本豪雨災害で注目されたのは、避難率の低さです。西日本の2府17県で、約600万人の方々に避難指示や勧告が発令されたものの、実際に避難された方は1%を大きく下回ったと報じられております。

先月の委員会で、7月に道内を襲った豪雨災害の際、避難指示や勧告に従って実際に避難した住民の方々は、対象者の1割に満たなかったと報告されております。行政側から一斉に指示や勧告を行い、避難を促すという従来の対策の限界を示唆しているとも言えます。

一方、住民の多くがスマートフォンなどの情報端末を保有し、利用者同士が緊密に情報交換ができる時代になっており、こうした社会状況の変化も踏まえた防災体制の見直しが求められます。

今後は、住民一人一人が置かれているその時々状況に即して、住民みずからが身を守る行動を具体的にとっていく動機づけについて、警察や教育・福祉関係機関などと連携して検討し、しっかりとした仕組みづくりをしていく必要があると考えます。

このたびの西日本豪雨災害や7月豪雨を踏まえ、自然災害から住民を守るための対策に関し、知事、教育長及び警察本部長は、それぞれ、どのような認識を持ち、どう対応する考えなのか、伺います。

ただいま申し上げたソフト面での防災力強化はもとより、河川の堤防やダムなど、豪雨災害の発生を未然に抑止する防災の観点や、被害を最小限に抑える減災の観点からは、自然災害に備えるためのインフラ整備が今後ますます重要になってくると考えます。

しかし、例えば、河川改修に関する予算を見ると、道の厳しい財政事情などを反映し、最近では、当初予算額が過去20年間で最高だった平成12年度当時と比べ、約3分の1の低水準で推移しており、河川整備率も40%を下回る水準にとどまっています。

ハード面のインフラ整備を通じて、豪雨災害などの自然災害から守れる命や財産があることは明らかであり、確実な効果が見込めるインフラ整備の面からの防災対策にもしっかりと取り組んでいくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、地方創生についてであります。

我が国では人口が減少段階に入っており、特に、その影響が真っ先に生じている本道を初め、人口減少に悩む道外の府県でも、現在、国の支援なども受けながら、地方創生に向けた取り組みを積極的に進めています。

しかし、先日、国が発表した、住民基本台帳に基づく、ことし1月時点の道内の人口は、4年連続で3万人を超す大幅減となっており、中でも、他県への転出超過、いわゆる社会減の傾向は依然として継続しており、この間、道も地域も、子育て世代への支援やU・Iターンの推進等、地方創生に向けたさまざまな取り組みを進めてきましたが、社会減が社会増に転じ、人口の自然

減を埋め合わせるような展望が開ける状況からはほど遠いと言わざるを得ません。

一方、東京都を初めとする首都圏では社会増が続いており、地域が地方創生を進める上での最大の課題は、東京ないしは首都圏への人口一極集中の是正にあると考えます。

この問題に正面から取り組み、首都圏に若者が流れ込み続ける現状を変えなければ、幾ら地域で地方創生に心血を注いでも、減っていく人口のパイを近隣の自治体同士で奪い合うだけで、成果は望みがたいのが現状です。

地方創生のためには、それぞれの地域でできる対策に積極的に取り組んでいくことはもとよりですが、同じ状況にある地方団体が、知恵と力を結集して、国に対策を強く求めていくことが何よりも必要であると考えます。

先日の全国知事会議で展開された地方法人税の偏在是正に関する議論を見ても、人口の社会的流動の面で利害が対立する首都圏の知事と首都圏以外の知事が合意に至ることは極めて困難であり、結局、両論併記のような中途半端な形で合意せざるを得ず、国を突き動かすきっかけになるような提言にはほど遠いものとなりました。

全国知事会の枠組みの中での合意形成にこだわっている、現在の首都圏への人口流出に歯どめをかけることは困難であるという厳しい現実を、このたびの知事会議では嫌というほど思い知らされたのではないかと考えます。

この際、人口の社会減に悩む地域団体が全国的にまとまって、国などに対策を強く働きかけていくことも現実的な戦略であり、北海道はその先頭に立つべきと考えますが、見解を伺います。

若者の社会減の要因の一つとして、若者の力を生かせる企業が地方には相対的に少ないことが指摘をされております。地域に根差した企業の成長を促し、若者の活躍の場を育てていく必要がありますが、一方で、首都圏に集中する企業が働く場を地方に移すといった動きにも注目する必要があります。

民間では、大手不動産会社が、和歌山県で、働く場と休暇を楽しむ場を併設した施設を、地元自治体と連携して開設し、今後、全国展開を検討していると報じられています。

人手不足は、企業の目を地方に向けさせるきっかけになる可能性があります。

地方と東京との2地点勤務のような柔軟な勤務形態が実現できる通信技術や社会環境が徐々に整いつつある中で、そうした社会の変化や技術進歩を巧みに取り入れ、働く場を首都圏から地方へ移させる動きを、民間とも連携しながらつくり出していくことも検討すべきと考えます。

若年者が首都圏に流出し続ける現状をどのように抜本的に変えていく考えなのか、伺います。

次に、道産食品の輸出拡大戦略についてであります。

先日の委員会で、現在、道が策定を進めている、道産食品の輸出拡大戦略素案について報告があり、道は、意欲的な数値目標を掲げ、積極的な施策展開を行っていく考えを示しています。

この戦略は、単に道庁の中の政策展開指針とするだけでなく、海外展開に取り組んでいる企業や、今後取り組もうとする方々にとって具体的な経営の指針となるものでなければなりません。そのためには、どのような市場にどのような道産食品が輸出されているのか、そうした販売動向

などを定期的に道内企業等に提供できる体制を整える必要があります。

また、道産食品の輸出拡大を図る際には、いたずらに量を追うのではなく、付加価値の高い道産食品の輸出拡大を通じて、いかに外貨を獲得できるかという点を重視することも大切です。

高品質な道産素材にいかに付加価値をつけて売っていくのか、そのためには、相手先市場の特性や消費者の嗜好を考慮し、商品開発やデザイン、マーケティングの戦略等を総合的に展開することが重要です。

道産食品に付加価値をつけて、将来にわたり安定的に売っていく仕組みをどのように構築していくかが、戦略の最も重要な要素になると考えます。

道は、これらの点についてどのような認識を持ち、現在、策定を進めている戦略にどう反映していく考えなのか、伺います。

次に、環境配慮型経営への対応についてであります。

近年、激しさを増す大雨災害は、地球規模で進む温暖化が影響していると言われており、温室効果ガス排出ゼロを目指すパリ協定の発効以来、脱炭素社会の実現に向けた機運が国際的な高まりを見せています。

特に、最近では、自社の企業活動に必要なエネルギーを、全量、再生可能エネルギーで賄うことを目標に掲げる企業の集まりであるRE100が2014年に創設され、アップルやグーグルといった世界的なIT企業を初め、自動車、食品、金融・保険サービス、通信、小売など、さまざまな業種の企業がこうした取り組みに参加をしております。

これまで、欧米の企業が中心となってリードをしてきましたが、最近では、我が国はもとより、中国、インド、台湾の企業も参加を表明するなど、急速に世界的な広がりを見せています。

また、飲食店などで、プラスチック製のストロー、買い物袋等を見直す動きが急速に広まっていることや、環境等に配慮した経営を行うESG投資が注目を集めていることなどを見ても、環境とのかかわりが、企業経営に当たっての重要な判断要素となってきたと考えます。

こうした環境意識の高まりに呼応するように、道外の自治体では、二酸化炭素排出抑制に向けた条例の制定やプログラムに取り組む例がふえてきています。

本道は、我が国有数の自然エネルギー賦存量を有しており、脱炭素化に関心を寄せる企業が事業展開をする場として、潜在的な優位性を備えていると考えます。

道は、環境配慮型経営を志向する経済社会の潮流を的確に捉え、企業誘致を初めとする、企業へのさまざまな働きかけ等を通じ、こうした動きが道内経済の活性化につながるよう、積極的な取り組みを展開すべきと考えますが、どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想についてであります。

さきの環境生活委員会において、野幌森林公園に点在する北海道博物館や開拓の村などの施設を核とした交流空間構想の素案が報告されました。

その中では、北海道博物館や開拓の村、百年記念塔の各施設を次の世代に引き継いでいくため、北海道博物館のさらなる魅力向上を初め、開拓の村を、観光拠点、人材育成拠点として活用

することや、百年記念塔の解体に伴う新たなモニュメントの設置など、さまざまな施策が盛り込まれております。

道は、年内を目途に構想を策定し、来年度以降、構想実現に向けた取り組みを進めていく予定とのことですが、特に、百年記念塔については、周辺の学校の校歌や校章として親しまれており、その姿を長く道民の心にとどめられるよう配慮する必要があると考えます。

また、構想の実現に向けた取り組みの実施などには相当の期間を要することから、必要な実施時期や優先すべき順位などを十分勘案して進める必要があります。

道は、交流空間構想の策定やその実現に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、若年人材の職場定着、確保についてであります。

最近の道内の雇用情勢は、有効求人倍率が、本年7月現在で、102カ月連続で前年を上回るなど、改善が進んでおり、こうしたことを背景に、新規高卒者の就職内定率が98%を上回るなど、求職者側に有利な状況が続いています。

しかしながら、新規高卒者の3年後離職率は約47%に達しており、大学生を約10%も上回っております。

こうした状況の背景には、さまざまな要因があると考えますが、大学生が、比較的長期間にわたって、企業訪問活動などを通じ、企業の実情や仕事の内容を理解する機会に恵まれているのに対し、高校生は、学業との兼ね合いもあり、十分な時間を企業研究や人事担当者等との面談のために確保することが難しく、そのため、就職した後で、自分が当初イメージしていた仕事の内容や企業の実情とミスマッチが生じ、離職に至る面もあると聞いています。

就職後、短期間のうちに離職する事態は、本人のキャリア形成といった面で望ましいことではないばかりでなく、人手不足に悩む道内企業も改善を強く望んでいるものと考えます。

道では、こうしたミスマッチの解消を図り、若い人材の地元就業や定着を促進するため、平成28年度から「じもと×しごと発見フェア」などといった取り組みを進めていると聞いていますが、就職を希望する生徒数に比べ、こうした事業に参加する生徒の割合が非常に低いのが実情です。

今後、新規高卒者の職場定着にどのように取り組んでいくのか、知事及び教育長の見解を伺います。

道が実施する、高校生を対象としたイベントなどの参加者の多くは、就職を希望する生徒などに偏っており、進学を希望する生徒では、こうした事業への参加者は少ないとのことであります。

しかし、地元を離れ、都市部の大学や専門学校に進学する生徒も、いずれ就職先を検討する段階を迎えます。そのとき、ふるさとにどのような企業や職場があり、どのような職業人生を具体的にイメージできるか、高校在学中に知る機会を持つことは、Uターン就職などを実現させる上で、決定的に重要な情報になるものと考えます。

生徒の職業観の涵養や道内企業に関する情報提供に、高校在学中からどのように取り組み、道内での若年人材の確保に結びつけていく考えなのか、知事及び教育長の見解を伺います。

次に、外国人材の受け入れについてであります。

国は、深刻化する人手不足の状況などを踏まえ、従来の高度な専門人材に限定することなく、一定の専門性を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、新たな在留資格を設ける方針を6月に明らかにして以来、来年4月からの新制度のスタートを目指し、具体的な制度設計などの作業を精力的に進めていると聞いています。

人手不足に悩む水産加工業など、多くの業界団体や道内企業などからは、一様に、このたびの制度改革を歓迎し、対象業種の一層の拡大を期待する声も寄せられています。

一方、移民政策ではないとはいえ、相当長期にわたって、海外から来られた方々と職場や生活空間をともにすることがいずれ当たり前になる現状を見据え、どのように受け入れのための環境や体制を整えていくのか、今からしっかりと議論し、必要な取り組みを進めていく必要があるとの意見も聞かれるところでもあります。

このような状況を踏まえ、先日、全国知事会のプロジェクトチームでは、外国人材の受け入れと共生に向けた提言を明らかにしておりますが、知事は、こうした最近の動向について、どのような認識を持ち、今後、どう対応していく考えなのか、伺います。

次に、JR北海道の路線見直しについてであります。

国は、7月27日に、JR北海道の経営改善や国の支援などに関する考え方を発表するとともに、同社に対して監督命令を発出し、自立に向けて徹底した経営努力を求めたところでありませ

す。利用が少なく、鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区、いわゆる8線区に関する支援内容をめぐっては、地域の負担が国と同水準であることを条件としていることや、どのような事業への支援が必要なのかが明らかでないこと、支援期間が極めて短く、その間の取り組みの結果によって、その後の支援の行方を判断するとしていること、どのように取り組みの結果を検証するかが明らかになっていないことなど、多くの課題を含んだものとなっております。

このため、国が考え方を示した直後に、市長会長、町村会長と連名で知事が発表したコメント等でも、そのことを指摘しておりますが、中でも、地域に負担を求める法的根拠が不明確なことが、最も大きな、そして重要な問題であると考えます。

先月21日に開催された6者会議の際、国土交通省の鉄道局長は、地域による支援について、法的根拠に基づくものではなく、地域と公共交通のあり方について、再度、考え方を整理し、改めて説明する考えを表明していますが、この会議での局長の発言全体を聞くと、国は、このたびの問題を、北海道という一地方の、さらに、その中の一部地域の問題と認識し、対処しようとしていると受けとめざるを得ません。

この問題は、決して、そうした枠組みにとどまるような問題ではなく、人口減少に伴い、国内の多くの地域で早晚生じてくる事態であり、しかも、今回対象となっている線区の多くが、我が

国の鉄道路網の骨格をなす路線でもあります。

我が国の今後の鉄道網や交通ネットワークのあり方が根本から問われている事態であると認識すべきであり、そうした認識があつて、初めて、国と地域は、この問題の解決に向けた共通の基盤をつくり上げることができるものと考えるところであります。

負担割合や負担額、地方財政措置などについては、地方負担の法的根拠に関して納得のいく説明が行われた後に議論されるべきものであります。

知事は、今後、どのような点に重点を置き、どのような手順でこの問題の解決に道筋をつけていく考えなのか、伺います。

次に、政策情報の発信についてであります。

道では、広報紙の発行や印刷物の配布、知事による記者会見など、さまざまな手段を用いて、日ごろから政策情報の発信に努めていますが、中でも、道のホームページによる情報発信は、本庁はもとより、振興局などの出先機関でも活発に行われており、現在、道の政策情報発信の中心的な役割を果たしています。

しかし、どのような情報を発信するかは、それぞれの課や出先機関の裁量に委ねられており、例えば、国に対して行っている要請活動の内容などを写真入りで丁寧に紹介している部局もあれば、ホームページに全く掲載していない部局もあるといった状態になっております。

道の行政基本条例では、政策形成過程にある情報も含め、道政に関する情報の積極的な提供に関する努力義務を定めておりますが、国への要請内容などは、道民に積極的に提供しなければならない重要な政策情報の最たるものであり、現在の取り扱いは決して望ましいものではありません。

道の各部局では、多様な業務をそれぞれ分担して実施しているため、個々の事情と必要に応じ、個別に情報発信に関する判断を行うことは当然のことと考えますが、例えば、道民生活にかかわりの深い政策方針の形成過程や国への働きかけの状況などについては、統一的な基準のもとで情報発信の可否や内容を判断するよう、道としてのルールを整備すべきと考えます。見解を伺います。

次に、道職員の働き方改革についてであります。

去る8月10日に、今年度の人事院勧告にあわせて、公務員人事管理に関する報告が公表されております。

この報告では、働き方改革関連法案の成立を踏まえ、長時間労働の是正に向けて、月間の超過勤務の上限などを人事院規則で定めることや、医師の面談による健康の確保措置の強化、年次有給休暇の取得に対する管理職員のマネジメントの充実を図る等の措置を求めるなど、公務員の働き方改革や勤務環境の整備等に関して、より積極的な取り組みを求める内容となっています。

道においても、職員の働き方改革は、職員の健康管理や人材の確保のみならず、限られた職員体制のもとで活力ある職場づくりを行い、行政サービスの質の向上を図る観点からも重要な課題であり、人事院の報告の趣旨を踏まえ、より実効性のある取り組みを進めることが必要と考えま

す。

さきの定例会において、働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に関する道の指針を年内をめどに見直すとの答弁をいただきましたが、人事院の報告の趣旨等も踏まえ、道職員の働き方改革の実現を図るためには、道が目指す働き方改革の方向性を明確にするとともに、道が現在検討を進めている業務改革を初め、職員の働き方と密接に関連する各種の取り組みと、総合的、一体的に検討し、推進する必要があると考えます。

道は、このたびの人事院の報告などを踏まえ、どのように職員の働き方改革を進めようとしているのか、伺います。

次に、北方領土問題についてであります。

北方領土隣接地域の振興等を図るために設置された北方基金については、低金利の影響で運用益が大幅に落ち込み、ピーク時には約5億9000万円に上った運用益が、今年度は約8000万円程度と聞いており、大変厳しい状況にあるものと認識しています。

我が会派は、昨年第3回定例会などでこの問題を取り上げ、北方基金の原資を取り崩し、安定的な財源の確保を図るべきとの提案をしまいましたが、さきの通常国会において、北方基金の取り崩しが可能となるよう、北特法が改正され、また、本定例会において、国の法改正を踏まえ、北方基金条例の改正案も提案されたところです。

道は、このたびの制度改正を踏まえ、来年度以降、どのような考え方で北方基金の原資を活用した事業を実施していくのか、毎年度の基金取り崩し額も含めて伺います。

今月12日にウラジオストクで開催された東方経済フォーラムで、ロシアのプーチン大統領から、突然、無条件で日ロ平和条約を締結すべきとする提案がなされました。こうした大統領の提案は、北方領土の帰属問題を解決し、その後、平和条約を締結すべきとする従来の我が国の立場と相入れないものであり、言語道断と言わざるを得ません。

発言の際の映像を見る限り、大統領自身がその場で思いついたと前置きをしながら発言していることから、事前に外交当局間で協議されたものではないと受けとめますが、一方で、ロシア側の本音が出たとの報道も見られるところでもあります。

このようなロシアの考え方が前面に押し出されるとすれば、これまで領土返還に向けて積み重ねてきた取り組みの成果が大きく後退しかねません。道は、国に毅然とした対応を求め、領土返還に向けた歩みが着実に前進するよう、強く働きかけるべきと考えます。

このたびの大統領の発言に対する知事の認識と今後の対応について伺います。

次に、公共施設等の維持管理についてであります。

道では、高度経済成長期に集中して整備された社会資本が今後一斉に更新時期を迎えることから、平成27年に北海道インフラ長寿命化計画を策定し、これに基づき、個別施設ごとの長寿命化計画も順次策定されるなど、施設の老朽化対策に向けた計画的な取り組みが進められていると聞いています。

近年多発する大雨災害などの自然災害に備えるためにも、橋梁、堤防などもとより、道路や

港湾などのインフラ施設、さらには、学校、病院などの建築物の維持管理、更新を長寿命化計画に基づき着実に進め、より一層、効率的、効果的な管理を行っていくことがますます重要になってきています。

一方で、道の財政は依然として厳しい状況が続くものと見込まれ、財政負担の軽減や平準化を図る必要があります。国からも、中長期的な視点に立った経費の見込みを推計して明らかにするよう求められていますが、個別施設ごとの長寿命化計画の全体計画との位置づけがされている北海道インフラ長寿命化計画では、現在のところ、こうした経費の見込みが示されておられません。

道は、北海道インフラ長寿命化計画の中で、公共施設等に係る将来的な経費を示し、公共施設等の着実な維持管理を図っていく必要があると考えますが、どのように対応する考えなのか、伺います。

次に、縄文遺跡群の世界遺産登録についてであります。

7月に開催された国の文化審議会において、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産の推薦候補に選定をされました。

縄文文化が、狩猟、採集、漁労により、1万年以上も平和で協調的な社会をつくり上げ、世界に類を見ない、人類史にとって極めて重要な文化であることが評価されたものであり、登録に向けて大きな前進と言えます。

現在、縄文遺跡群の世界的価値などをさらにわかりやすく示すため、推薦書の一部を改定する作業が急ピッチで進められているとのことでありますが、来年2月の国内推薦に向けて、世界自然遺産登録を目指す、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島との競合という厳しい状況が想定される中、縄文遺跡群を人類共通の貴重な財産として未来に継承していくためには、世界遺産の早期登録に向け、これまで以上に機運醸成の取り組みを強化していく必要があります。

道内では、遺跡群を構成する千歳市のキウス周堤墓群で、市民団体や市などによって、PR映像の制作、見学バスツアーの実施、案内板などの整備が検討されていると伝えられておりますが、このような取り組みを通じて、多くの方々に縄文文化のよさを知っていただくことが、登録への機運を盛り上げ、実現への強力なバックアップになるものと考えます。

縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて、道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、児童虐待防止についてであります。

平成29年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国で13万3000件を超えており、虐待で命を落とした子どもも、28年度だけで77人に上っています。

国は、3月に東京都目黒区で発生した、5歳の女兒が父親の虐待を受けて亡くなった事件を受け、増加する児童虐待に対応するため、7月に、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を取りまとめたところです。

この中で、特に、緊急に実施する重点対策では、転居したときの児童相談所間における情報共有を徹底するため、緊急性の高いケースの場合、移管元の児童相談所の職員も当該家庭に同行訪

問をするなど、対面による引き継ぎを行うこと、子どもの安全確認ができないときの対応を徹底するため、児童虐待事案の通告受理後48時間以内に安全確認ができない場合、立入調査を実施することや、必要に応じて警察への援助要請を行うこと、乳幼児健診未受診者等の緊急把握を行うことなどの対策が示されています。

近年、道内の児童相談所でも、児童虐待相談のほか、非行等の相談件数が増加し、児童福祉司が相談のための時間を確保することが困難になっており、十分な対応ができていないとの声も聞かれます。

このような中、このたびの緊急総合対策を着実に実施していくためには、警察との一層の連携を図るなど、体制の強化も含め、児童相談所全体で対応していく必要があると考えますが、道は、今後、緊急総合対策にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

道内8カ所の児童相談所では、それぞれ広範囲な地域を所管し、中でも、室蘭児童相談所は、距離のある東胆振と日高地域における相談件数が全体の約7割で、苫小牧市だけでも5割近くを占め、最も相談件数の多い地域に児童相談所が置かれていないことなどから、第1回定例会における我が会派の代表質問で、分室設置なども含めた児童相談体制の充実強化について知事に伺ったところであります。

答弁では、今年度、関係自治体等と道による地域連携会議を設置し、地域特性を踏まえた児童相談体制の整備について検討を加速するとのことでしたが、これまでの間、どのように検討が進められてきたのか、会議での意見なども踏まえ、今後、どう対応していく考えなのか、伺います。

次に、主要農作物の種子生産に係る条例についてであります。

知事は、さきの第2回定例会予算特別委員会での我が会派の同僚議員の質問に対し、主要農作物の種子生産について、課題解決への的確な対応や、道、農業団体、生産者等の役割と責任を明確化し、種子の安定供給に向け、その根拠となる条例の制定に取り組むと答弁し、先日の農政委員会で、道は、仮称ではありますが、主要農作物の種子生産に関する条例の骨子案を明らかにいたしました。

その骨子案では、これまでと同様に、米や麦、大豆といった主要農作物の種子を対象として取り扱うこととしていますが、本道の基幹作物である豆類、ソバといった、いわゆる主要畑作物の種子についても、その重要性により、生産物の審査などは主要農作物と一体的に運営されてきたことから、これらも含めた、安全、安心な種子を安定的に供給することが求められるものと考えます。

本道農業が、今後とも、地域を支える基幹産業として持続的に発展し、安全、安心で良質な食料を内外に安定供給する責務を担っていくためにも、新たな条例については、主要畑作物を含めた種子生産に係る条例にすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、新たな森林管理システムの導入についてであります。

全国的に森林資源の充実が進み、その循環利用が求められる時期を迎えていますが、一方で、

間伐のおくれなど、手入れの行き届かない森林の多いことが問題となっています。

このため、国では、5月に森林経営管理法を制定し、間伐等が行われずに放置された森林を、森林環境譲与税を活用して、市町村が主体となって適切に管理する新たな森林管理システムを来年4月から導入し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指すこととしています。

道は、これまで、市町村への説明会を開催するなど、準備を進めていますが、本道では、森林組合などの林業事業体による森林整備が進んでおり、森林経営計画の認定率は、全国の30%に対して71%に達していることから、新たに取り組みの対象となる森林については、近隣の森林整備を行っている事業体が一体的に整備するなど、本道の実情に即した対応や、約6割の市町村において、林業担当職員がいない、もしくは1名となっている現状を踏まえ、市町村が過度の負担がなく取り組めるよう配慮する必要があると考えます。

適切な森林整備を進めるためには、林業事業体の一層の育成強化が求められますが、道は、新たな森林管理システムの導入に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、教育問題について伺います。

初めに、学力向上についてであります。

道教委は、これまで、社会で生きる力の育成を目標に掲げ、義務教育における確かな学力の育成に取り組んできており、教育長も、6月に就任された際には、本道の最重要課題として学力向上に全力で取り組むと、意欲を示されております。

7月に公表された今年度の全国学力・学習状況調査の結果では、全国平均と同等かそれ以上の教科が中学校で3教科になるなど、改善の兆しが見られ、今後の学力向上の取り組みに期待するところではありますが、一方、小学校では、どの教科も、目標としている全国平均に達していないことや、地域間格差が課題とされており、さらなる取り組みが必要と考えます。

道教委は、3月に新たな教育推進計画を策定し、学力向上に関してさらに取り組みを加速させるとしていますが、今回の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、本道の小中学校の学力向上にどのように取り組んでいこうと考えているのか、教育長の所見を伺います。

次に、教員不足への対応についてであります。

昨年から、札幌市を初め、道内の学校で教員不足が深刻化しており、産前産後休暇中や育児休業中の教員にかわって任用される臨時的任用教員、退職者などの欠員に充てる期限つき教員が確保できない状況が見られます。

道教委が任用する小中学校の産休・育休代替教員や期限つき教員について、8月1日現在における欠員は58人で、そのうち、4月から欠員が続いている状況が10件に上っています。特に小学校は深刻で、欠員が47人で、そのうち、9件が4月からの欠員になっています。

学校では、この間、クラス担任を持たない教員を充てるなどして、授業に支障が生じないよう対応しているとのことではありますが、これらの教員は、教務主任やチームティーチングなどの役割を担っていることから、欠員の長期化によって本来業務に支障が生じ、学校運営に深刻な影響

を与えることが心配されます。

道教委では、道外から教員採用選考検査を受検する学生の多い東北や首都圏の教員養成課程のある大学を訪問し、既卒業者への働きかけを依頼する取り組みをことしから始めたと聞いていますが、道教委は、現在の教員不足の状況をどのように認識し、教員の確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

最後に、公安問題について伺います。

化学兵器による世界初のテロ事件として世界を震撼させたオウム真理教による一連の事件が、先日、同教団の元幹部に対する刑の執行によって、一応の決着を見たところではありますが、これをきっかけとして、松本元死刑囚の教えを基盤として教団活動を継続するグループが新たなテロ行為に走るのではないかと心配する声が聞かれます。

特に、道内では、教団の関係者が、札幌市内の市街地にある国内で最大規模の教団施設を拠点として、信者の勧誘活動を活発に展開していると報じられていることから、道民の間でもテロ行為への不安が高まっております。

また、来年は、主要国の閣僚が一堂に会するG20観光大臣会合が倶知安町で開催される予定となっており、近年、海外から北海道を訪れる外国人も増加していることから、国際的なテロ行為も懸念されるところであります。

最近、海外では、ドローンを用いて要人を狙ったテロ未遂事件も発生しており、こうした先端技術がテロに利用される事態にも備える必要があります。

道警では、国内外のテロの脅威に対し、どう対処していく考えなのか、本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）自民党・道民会議、三好議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、災害からの復旧、復興についてであります。台風21号に伴う暴風雨により被害が生じている中、9月6日未明に、本道ではこれまで経験したことがない震度7の地震が発生をし、人的被害を初め、ライフラインの損傷や全道295万戸の停電などにより、広範囲にわたり甚大な被害が生じたところであります。

改めて、犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます次第であります。

こうした中、道では、発災後、直ちに災害対策本部を設置し、人命最優先のもと、関係機関と連携をし、救出・救助活動に懸命に取り組んだほか、内閣府や経済産業省を初め、関係省庁と緊密に連携しながら、応急対策に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

道といたしましては、引き続き、避難生活を余儀なくされている方々への支援に努めるほか、道民生活に不可欠なライフラインの速やかな復旧を図るべく、国に対して必要な要請を行うとともに、産業被害からの復興に向け、道内の関係団体で構成する緊急経済対策官民連携協議会を今

週中にも設置し、一日も早い復旧、復興に北海道が一丸となって取り組んでまいる考えであります。

また、このたびの地震は本道に甚大な被害を与えたものであり、今後の防災・減災対策に生かすため、できるだけ早期に検証委員会を設置し、このたびの災害対応の検証を進めてまいる考えであります。

次に、災害発生時の情報伝達についてであります。災害応急対策を適切に行うためには、災害情報を迅速かつ正確に把握し、速やかに住民の皆様方に伝達することが極めて重要であります。

このため、道では、防災情報システムを活用し、各種警報、避難勧告等の情報を登録した住民の方々の携帯電話やスマートフォンなどに送信しているほか、Lアラートを活用し、市町村と連携しながら、避難所の開設状況などをテレビやラジオで伝達いたしているところであります。

近年における情報通信技術の進歩により、新たな伝達手段が確保される一方で、根拠のない誤った情報も発信、拡散されていることから、道といたしましては、气象台、道警察など関係機関と連携しながら、災害発生時の道民の皆様方の不安や不便の解消に向け、より正確かつ迅速な情報の伝達に努めるとともに、情報伝達も含め、このたびの災害応急対策の検証を進めてまいる考えであります。

次に、電力の安定供給についてであります。9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けており、道民の生命、財産を預かる知事として、極めて深刻な事態と受けとめるところであります。

現在、関係者が一丸となって、設備の復旧や節電など、あらゆる対策に取り組んでいるところでありますが、電力事業者としての北電の責任は極めて重いものと考えるところであります。

先般、本道の視察に来られた世耕経済産業大臣との間では、今回の震災によって大規模停電が生じた原因の分析を行った上で、国と道が協力してエネルギー供給の強靱化に取り組むことを確認いたしましたところであり、道といたしましても、こうした事態を再び生じさせないよう、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、暮らしと経済の基盤であるエネルギーの安定供給に向けて取り組んでまいります。

次に、観光復興についてであります。宿泊施設を初めとした本道の観光産業においては、地震後の全道域での停電などにより、大量のキャンセルの発生などの甚大な影響が生じたところであり、秋の観光シーズンを迎える中、観光客の入り込みが大きく減少することが懸念されることから、早急な対策が必要であります。

道といたしましては、安心して観光を楽しめる環境を取り戻すとともに、風評被害等による影響を最小限にとどめ、道内はもとより、国内外の観光需要を喚起するため、旅行代金の割引制度であるふっこう割の導入を初め、集中的な観光プロモーションなどへの強力な支援を国に対して要請いたしているところであります。

また、道内観光の安全性などを理解していただくため、私からのメッセージを先般発出したと

ころであり、引き続き、正確な観光情報を国内外に向けて発信していくほか、旅行博や商談会を初め、さまざまな機会を活用したPRなど、誘客の一層の促進に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、災害時の給油についてであります。道では、災害時における協定に基づき、国の支援のもと、北海道石油業協同組合連合会や市町村と連携しながら、医療機関といった、災害対策上、重要な施設等に対する優先的な給油の確保に取り組んだところであります。道内全域での停電という未曾有の状況の中、地震発生から電力がおおむね回復するまでの間、大半のガソリンスタンドが営業できず、開店している一部のガソリンスタンドに給油を求める車が集中するなど、大きな混乱が生じたところであります。

現在は、停電の解消とともに、給油はおおむね平常状態に戻っておりますが、地域のガソリンスタンドは、自動車はもとより、家庭用暖房の燃料の供給拠点としても重要であり、道といたしましては、国、関係機関と連携をし、非常用電源の確保や、協定の周知等に関する課題の把握、分析に努め、必要な対策に速やかに取り組んでまいります。

次に、自転車の利用環境の整備についてであります。道では、これまで、自転車・歩行者専用道路の整備など、自転車の安全かつ快適な利用の環境づくりに取り組んできているところであり、現在検討を進めている道の自転車活用推進計画においては、自転車を安全に安心して利用することができる環境の構築を、施策の展開方向の一つに位置づけることとしております。

また、災害時における自転車の活用についても、国の自転車活用推進計画において、今後、その有効性や課題について検討を行うこととされているところであり、道といたしましては、そうした国の検討状況などを踏まえながら、災害時の活用を含めた自転車の幅広い利活用が促進されるよう、国や市町村、関係団体と連携をし、自転車の利用環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

次に、国への要望などについてであります。このたびの地震においては、公共土木施設や林地の大規模崩壊など、現時点で約1500億円に及ぶ直接的な被害に加え、大規模な停電により集出荷不能となった生乳が発生したほか、冷凍・冷蔵製品の廃棄、節電に伴う工場の生産ラインの縮小、さらには観光需要の落ち込みなど、経済活動に広範かつ多大な影響が生じているところであり、今後の復旧・復興対策を進めるに当たっては、こうした産業への影響の実態を幅広く把握することがまずは重要と認識いたします。

このため、道では、関係部局の連携のもと、調査を進めているところであり、市町村、経済産業団体からの情報収集や意見交換、振興局の機能を最大限に活用した地域の実情の把握など、さまざまな手法を通じて、産業面への影響を継続的に把握することにより、災害からの速やかな復旧に向けた支援を行うとともに、国に対しては、広域かつ積雪寒冷である本道の特性を踏まえ、直接的な被害のみならず、産業面への影響なども含めた総合的な支援を、市町村や関係団体と一体となって求めてまいります。

次に、大雨災害への対応についてであります。近年、甚大な被害をもたらす豪雨が全国で発

生する中、道民の皆様の生命や身体を守るためには、住民お一人お一人に、災害の危険箇所や避難場所を把握の上、避難勧告等が発令された場合にとるべき行動を日ごろから考えていただくことが何より重要と考えるものであります。

このため、道では、広報紙やラジオ番組等を通して防災思想の普及に努めるとともに、市町村に対し、ハザードマップの作成とその周知のほか、住民参加による防災訓練の実施について促してきているところであります。

道といたしましては、今後、全道各地で実施をしている一日防災学校をより充実し、児童生徒の段階から防災意識を高めていくとともに、スマートフォンの普及などを踏まえ、社会の変化に応じた防災情報の提供方法を検討するなど、防災関係機関と連携しながら、本道における地域防災力のさらなる強化に努めてまいる考えであります。

次に、豪雨災害に関し、ハード面の対策についてであります。本道を襲った一昨年8月の連続台風や、ことし7月の豪雨による被害に加え、今月6日には道内で初となる最大震度7の地震が発生するなど、自然災害リスクが高まっているところであり、こうした近年の頻発する災害の傾向を踏まえ、道民の皆様の生命や財産を守る河川施設、ダム、災害に強い道路などのインフラ整備の重要性がますます高まっていると認識をするところであります。

道では、緊急的に行う中小河川緊急治水対策プロジェクトに基づく再度の氾濫防止対策の取り組みや、緊急輸送道路、集落の孤立を防止する避難路などで橋梁の耐震補強を実施しているところであり、今後とも、河川整備や橋梁の耐震補強、さらには、避難に資する道路の整備など、防災対策に必要な予算の確保に向けて国へ要望するなど、災害に強い北海道づくりに向けて取り組んでまいります。

次に、地方創生に関し、人口の一極集中についてであります。道では、これまで、東京圏などからの人口の還流を促す各般の取り組みを進めてきているところであり、こうした動きを加速させるため、宗谷管内と東京都港区など、道内各地域と東京特別区との交流事業を進展させるとともに、経済同友会などと連携をし、市町村のプロジェクトに必要な企業人材の紹介を行う北海道創生プラットフォーム形成事業等を通じて、東京圏から本道への移住の促進や人材誘致の取り組みのPRなどに積極的に取り組んでまいる考えであります。

こうしたことに加え、今後、東京圏への転出が多い東北各県などと協力をし、地方への移住を促す税制優遇措置の創設や地方大学の振興など、一極集中の是正に向けたさらなる取り組みについて、私が会長を務める北海道東北地方知事会を活用するなどして、道が先頭に立って国に対して強く求めてまいります。

次に、若年層の人口流出対策についてであります。道といたしましては、若者の道内定着や道外からの移住促進に係る取り組みのほか、大都市圏におけるIT分野を中心とした開発拠点の地方展開や、テレワークを進める企業の増加といった動きを踏まえた企業誘致の取り組みなどに努めてきているところであります。

今後は、市町村との連携をさらに強化し、本社機能の移転はもとより、東京圏の企業等のサテ

ライトオフィスの誘致や、地方で休暇をとりながらテレワーク等により仕事を行うワーケーションの展開に向けて、情報交換の場を設けるとともに、本道の強みである農業や食の分野などにおいて、幅広く、AI、IoTを初めとした先端技術を活用した新しい産業の創出を図るなど、地方への新たな人の流れをつくり、若者の呼び込みと道内定着が図られるよう、一層取り組んでまいります。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。さらなる輸出拡大を推進していくためには、商流・物流体制の整備充実や北海道ブランドの浸透などに加え、本道の魅力ある農水産物の安定生産、輸出品目の拡大、海外市場に果敢に挑戦する人材の育成などが重要と認識をするものであり、これらを踏まえた新たな目標と戦略の検討を進めているところであります。

このため、旺盛な海外需要を獲得し、北海道ブランドを生かした販路拡大などをさらに展開していく必要があることから、今後、民間企業やジェトロなどとの推進体制を強化し、品目別の展開方向や、輸出先として重視する国の市場ニーズ、課題の把握に努めるとともに、情報を必要としている企業に的確に情報提供を行いながら、食クラスター活動を通じたフード塾の開設や、海外のどさんこプラザを活用した販路開拓など、マーケットに対応した食品の付加価値向上を一層進め、さらなる道産食品の輸出拡大を加速してまいります。

次に、環境配慮型経営への対応についてであります。国際的な低炭素社会づくりに向けた取り組みが進捗する中、我が国においても、環境などに配慮した投資が拡大するほか、国では、RE100への参加企業を2020年までに50社とする目標を掲げるなど、環境配慮型経営は、企業の成長や価値の向上を図る上で重要な視点となっていると認識いたします。

道では、これまで、環境に配慮した先進的な取り組みを行う事業所を認定するとともに、新エネルギーの導入促進や環境配慮型データセンターの誘致、リサイクル及び省エネルギーの関連ビジネスの振興など、環境産業の育成に取り組んでいるところであります。

企業経営における再生可能エネルギーの活用や環境負荷の低減が今後一層重視される中、道といたしましては、企業の競争力強化や本道経済の新たな成長につなげるため、豊富に賦存する多様なエネルギー資源の活用など、本道の優位性を十分に生かしながら、道内における環境配慮型経営に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、歴史、文化等の中核エリアの再生についてであります。北海道博物館や開拓の村、百年記念塔は、設置後50年近くが経過し、老朽化などの課題を抱えておりますことから、道では、道民ワークショップや有識者からの意見聴取などを踏まえ、このたび、再生を目指す構想の素案を取りまとめたところであります。

素案では、このエリアを、北海道の歴史、文化などを体感し、交流できる空間として捉え直すこととしており、博物館のさらなる魅力向上を図るとともに、開拓の村には、新たに観光拠点や人材育成拠点の機能を持たせるほか、百年記念塔は、安全性や将来負担の観点から、解体もやむを得ないと判断し、道民の皆様方の思い出や記憶を取りまとめ、保存する取り組み等を行うとともに、先人の思いを引き継ぎ、未来志向に立った本道を象徴する新たなモニュメントを設置した

広場として再生することとしたところであります。

今後、道では、この素案をもとに、道議会で御議論いただくとともに、パブリックコメントで道民の皆様方の御意見を十分に伺った上で、年内をめどに構想を策定し、その実現に向けて計画的に取り組んでまいる考えであります。

次に、若年人材の職場定着に向けた取り組みについてであります。新規高卒者の職場定着を促進するためには、在学時、就活時、就職後の各段階において、学校、企業、行政等の関係者が連携した取り組みを行うことが重要であります。

このため、道では、高校在学中から身近な産業や企業に対する理解を深める「じもと×しごと発見フェア」を開催しており、本年度は、各振興局が教育局と連携して、より多くの学校を訪問し、1人でも多くの生徒に参加してもらえるよう取り組むこととしているところであります。

また、地域の産業、企業の情報を発信する合同企業説明会を教育局と共催で開催するほか、就職後においては、若手社員や企業の管理職を対象とした、職場定着に向けた研修を実施しており、今後とも、本道における多くの若年者が、地元企業に就職をし、職場に定着するよう、さまざまな取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、若年者の人材確保についてであります。若年者の地元就職を促進するためには、産業や職業を理解する、インターンシップで経験をする、就職先を見つけるなど、一連の段階を通じて、必要な情報や機会を適切に提供していくことが重要であります。

このため、道では、教育庁と連携をし、地域の産業、職業の魅力をPRするイベントや、農林漁業、建設業といった地域の基幹産業における職場体験を実施しており、これらに参加することは、進学希望者にとっても、将来の就職活動の際に有益なものとなることから、積極的な参加を働きかけてまいる考えであります。

加えて、合同企業説明会の開催など、地域の産業や企業に対する理解を深め、就職に結びつける取り組みを進めることにより、本道の経済の持続的発展に向け、若年者の人材確保に全庁が一体となって取り組んでまいる考えであります。

次に、外国人材の受け入れについてであります。本道においては、グローバル化が進展をし、外国人観光客が増加するとともに、さまざまな職種で人手不足が深刻化しており、こうした状況の中、新たな在留資格の創設により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、本道経済の持続的な発展にとって重要と受けとめるものであります。

また、外国人材の受け入れに当たっては、関係法令に基づく雇用管理や在留管理が適切に行われるとともに、道民と外国人が互いの文化や生活習慣などを相互に理解、尊重し、ともに暮らしていけるような地域づくりが必要であると認識をいたします。

道といたしましては、国における新たな在留資格の創設に当たって、農業、水産業、建設業、製造業など、地域や業界の状況を踏まえた受け入れ業種の検討、受け入れ環境の整備について、国に対して働きかけるなど、本道において、より多くの外国人の方々に活躍してもらえるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、J R北海道問題に関する今後の取り組みについてであります。国が示した、J R北海道に対する支援の考え方については、地域としての負担に関し、道民の皆様の理解を得ていく上で整理すべきさまざまな課題があると考えられるものであり、沿線市町村の皆様方からも、そうした点を指摘する声が上がっているところであります。

道といたしましては、厳しい経営状況にあるJ R北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、J R北海道の経営に強い権限を有する国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであり、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や道内の自治体が負担可能な支援規模、地方財政措置の内容など、広域分散型の本道にあって鉄道網の役割を踏まえた支援の考え方に加え、このたびの震災により、本道の観光や物流等への影響が強く懸念されることを踏まえ、J R北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めてまいる所存であります。

また、J R北海道に対しましても、同様に、震災による経営への影響も踏まえた収支見込みを含めた経営再生の見通しの修正案を次回の関係者会議において提示するよう求めてまいる考えであり、道では、こうした情報を地域の検討協議の場に提供しながら、地域の実情や意見を踏まえた支援制度が構築されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、道政情報の発信についてであります。道政上の重要課題に的確に対応していくためには、幅広い情報を道民の皆様方と共有し、理解と協力を得ることが重要と認識するものであり、道では、多様な手段で道政情報の発信に努めているところであります。道民の皆様方が身近に情報を入手する手段として広く浸透しているホームページの発信内容については、それぞれの施策を所管する部局ごとに管理運営を行っていることから、必ずしも統一的なものとなっていないと認識をするものであります。

このため、道におきましては、今後、ホームページで提供する情報の種類や内容などについて統一的な考え方をまとめ、庁内横断的な会議を通じ、それに即した取り組みを進めるなど、道民の皆様方への的確な情報発信に努めてまいります。

次に、道職員の働き方の改革についてであります。限られた人員の中で、多様化、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、全ての職員が健康で意欲と能力を発揮できるような、魅力ある働きやすい職場環境を整えていくことが重要であると認識するものであります。

このため、道といたしましては、職員のワークライフバランスの推進に関する指針に基づく職員の意識改革や業務マネジメントの強化などといった、これまでの取り組みに加え、本年4月、副知事をトップとして設置した生産性向上会議において、働き方改革と密接に関連をする内部業務の減量化やICTの利活用など、組織の生産性向上に向けた検討を進めているところであります。

今後、こうした業務改革を推進しながら、年内を目途に指針の見直しを行い、職員がさまざまなライフステージの変化に合わせて活躍できるよう、管理職員を中心として意識改革の徹底を図

るとともに、職場におけるきめ細やかな配慮や支援などを通じ、働き方の改革、改善に努めてまいります。

次に、北方領土問題に関し、北方基金についてであります。金利の低下により運用益が大幅に減少しているという厳しい状況などを踏まえ、昨年、道議会とも連携を図りながら、抜本的な財源対策を国に要望し、本年7月の通常国会において、北方基金の取り崩しを可能とする改正北特法が成立いたしましたところであります。

来年度以降、北方領土隣接地域の振興等に向けた事業を行うに当たっては、北方基金はもとより、国の補助制度も活用しながら、過去の基金運用益のピークである約5億円を確保することを一定の目安としつつ、限りある基金原資を有効活用する観点から、事業の効果などを十分精査し、水産資源の増大など、基幹産業の振興に向けた事業や、北方領土問題についての世論喚起に向けた啓発事業、さらには、元島民の方々の各種活動を支える援護事業などの支援を強化することにより、北方領土返還要求運動の原点の地である隣接地域の着実な発展につなげてまいる考えであります。

次に、北方領土問題についてであります。北方領土の早期返還は、元島民の方々を初めとする道民全体の長年にわたる悲願であり、このたびのプーチン大統領の発言が、仮に領土問題解決の先送りの可能性を含むものであるとすれば、受け入れがたいものと認識をしております。

日本政府も、これまでと変わらず、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという方針のもと、平和条約の締結に向けた取り組みや交渉を進めていくものと承知しているところであり、私といたしましては、今後とも、共同経済活動や北方領土の返還に向けた外交交渉など、国の動向を注視しつつ、その進展状況を踏まえながら、根室管内の市町を初めとする関係者と連携して、国に対する強力な要請活動を行うなど、北方領土問題の早期解決に向けて、粘り強く取り組んでまいります。

次に、公共施設等の適切な管理についてであります。道では、現在、北海道インフラ長寿命化計画に基づき、平成32年度をめどに、橋梁やダム等の施設ごとに、点検結果等を踏まえた個別施設計画の策定に取り組んでいるところであり、その中で、経費の見込みも示しながら、メンテナンスサイクルの構築やトータルコストの縮減など、公共施設等の長寿命化の取り組みを進めてきているところであります。

こうした中、昨年度、新たな地方公会計の導入に伴い整備された各施設の固定資産台帳を活用することにより、個別施設計画が未策定の施設についても経費の推計が可能となったことから、道といたしましては、今年度中に、公共施設等の全体の維持管理や更新等に必要となる中長期的な経費の見込みを示し、全庁的に共有を図りながら、長期的な視点を持って、総合的かつ計画的な管理を推進してまいります。

次に、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取り組みについてであります。今回、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産の推薦候補に選定されたことは、自然との共生の中で1万年以

上存続した縄文文化の価値が高く評価されたものと受けとめているところであります。

道といたしましては、海外における認知度向上のため、ユネスコ本部が所在するパリにおいて講演会やパネル展示によるプロモーションを行うなど、北東北3県や関係市町との連携をさらに深めながら、縄文遺跡群の魅力を国内外に発信していくことといたしているところであります。

また、空港やJR駅などの交通拠点でのPR活動を行うとともに、道内の結束を深めるため、10月下旬をめどに、札幌市内において、関係市町や団体の参加による総決起大会を開催し、さらなる機運の醸成に取り組み、国会や道議会の議員連盟のお力添えもいただきながら、全力で世界遺産の登録を目指してまいりたいと考えております。

次に、児童虐待防止についてであります。児童虐待は、命をも脅かす、決してあってはならない行為であり、道では、東京都内で発生した痛ましい虐待事案を受け、道警察と児童相談所との情報共有の点検を改めて行い、提供する情報の範囲についてのさらなる明確化が課題として挙げられているところであります。

こうした中、国においては、児相と警察の間で重大な虐待事案は必ず情報共有することなどを盛り込んだ緊急総合対策を取りまとめたところであります。

道といたしましては、緊急総合対策を十分に踏まえつつ、子どもたちの安全確保に万全を期すために、全ての虐待事案を道警察と児相で情報共有する仕組みについて協議しておりますほか、今後、警察との合同模擬訓練等の実施地域の拡大や、児相の機能強化を一層進めるなど、児童虐待の未然防止や早期対応などに全力で取り組んでまいります。

次に、児童相談体制についてであります。相談件数が増加し、児相の分室の設置を要望する、苫小牧市を含む東胆振、日高地域での虐待対応や、児童養護施設等の活用状況などの実態把握を行うため、本年4月に設置した、関係自治体等と道による地域連携会議において、市や町の職員の相談対応能力の向上や、室蘭児相から遠距離にある地域では、児相による子どもの保護や訪問に時間を要するなどの当地域の課題が挙げられているところであります。

道といたしましては、こうした点を踏まえ、子どもたちが安全で安心して暮らすことのできる地域社会づくりに向け、市や町を対象とした、より実践的な相談技術研修を行うとともに、室蘭児相の相談体制の充実に向けて、自治体等の御意見を十分にお伺いしながら、早急に道の方向性を取りまとめ、さらに検討を進めてまいります。

次に、主要農作物等の種子生産についてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域を牽引する基幹産業として持続的に発展していくためには、需要に対応した農産物の生産・供給体制を確保していくことが重要であります。

先般開催した農業・農村振興審議会などでは、条例で対象とする作物に関し、稲、麦、大豆以外にも、小豆やインゲン、ソバといった作物にまで広げてほしいとの意見が出されたところであります。

こうした御意見については、輪作体系の確保や畑作物の生産の安定化、さらには、良質な農産物の安定供給と地域農業の競争力を高めていく上から重要と考えるものであり、道といたしまし

ては、当該作物を対象に含めていくことについて、道議会や審議会での御議論を踏まえ、検討してまいる考えであります。

最後に、新たな森林管理システムの導入についてであります。新たな森林管理システムは、間伐等が行われず、放置された森林について、所有者にかわり、市町村や、市町村の委託を受けた林業事業体が適切に管理を行うものであり、道といたしましては、新たな制度の導入に向け、市町村への支援を積極的に進めていくことが重要と考えるところであります。

このため、道といたしましては、市町村に対し、所有者の経営計画への参加の働きかけを促すことはもとより、所有者への意向確認に必要となる森林情報の提供や近隣市町村との共同実施を促すなど、市町村の業務の負担軽減を図るとともに、森林整備の受け皿となる林業事業体を育成するため、間伐等を効率的に行う林業機械の導入への支援や、担い手の育成確保に向けた地域協議会の取り組みを強化するなど、本道の豊かな森林の適切な整備と管理を一層進めてまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）自民党・道民会議、三好議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、道政上の諸課題に関し、自然災害への対応についてであります。このたびの平成30年北海道胆振東部地震でお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

本道においては、このたびの地震はもとより、記録的な豪雨等により甚大な被害が発生しており、児童生徒等への防災教育や学校の防災体制のさらなる強化充実を推進していくことが重要であると認識しております。

このため、道教委では、各市町村において、学校や家庭、地域、関係機関が連携した、児童生徒の安全を確保するための推進体制の整備を働きかけるとともに、各学校には、全ての教職員が、自校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれの役割を分担し、児童生徒の安全を確保しつつ、臨機応変な対応を求めているところであり、マニュアルの不断の見直しや、災害発生時に教職員が的確に状況を判断し、円滑に対応するための避難訓練の実施などについて、指導助言をしております。

また、本年7月に改定をした防災教育啓発資料「学んDE防災」におきまして、平常時から、実際に災害が発生したときに備え、気象情報の入手先や避難場所について、あらかじめ児童生徒がみずから考えることができる内容を記載しており、各学校で活用するよう、指導助言をしております。

今後とも、教職員の知識、技能や意識の向上を図るとともに、児童生徒がみずからの命を守り抜くための主体的に行動する態度や、災害時において地域社会の一員として助け合う態度を育むことができるよう、一層の防災教育の充実に取り組んでまいります。

次に、新規高卒者の職場定着についてであります。道教委では、生徒が、社会人、職業人と

して自立していくことができるよう、職業講話、インターンシップなどを通じ、働く意欲や勤労を重んずる態度などの涵養に努めるとともに、新規高卒者の職場定着に向け、生徒、保護者の方が地元の職場見学等に参加して、企業や業種の理解を深める高等学校就職促進マッチング事業を実施するほか、進路指導の充実と雇用対策の円滑な推進を図るため、高等学校進路指導対策会議を開催し、進路担当教員の指導力向上に努めているところであります。

一方で、新規高卒者の早期離職をいかに少なくしていくかが課題と考えており、就職指導の改善に取り組む研究指定校の6校に、国の加配を活用した就職支援教員を配置し、企業等と連携して、離職理由の分析に加え、離職を思いとどまった理由や、仕事を続けるに当たり後押しとなったことなどを取りまとめた指導用資料を作成し、各学校の指導への活用を促すなど、取り組みの充実に努めてまいりております。

次に、若年人材の確保についてであります。高等学校の段階では、生徒が、学ぶこと、働くことの意義や役割を理解し、主体的に自己の進路を考える能力等を育むため、インターンシップを経験させることが重要であります。

道立高校では、在学中にインターンシップを経験した生徒の割合が、職業学科に比べて普通科では低く、学科間で取り組みに差が見られることが課題と認識をしており、道教委としては、大学進学希望者が多い普通科高校においても、大学、大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当てたアカデミックインターンシップを実施するなどして、進学希望者も含め、職業教育の充実に努めているところであります。

今年度からは、本道の基幹産業への理解を深めるため、知事部局と連携して、北海道ふるさと・みらい創生推進事業を実施し、道内の中学2年生と、高校1、2年生を対象として、農業や建設業などの魅力、職業についての場合の生活等を紹介するガイドブックの作成、配付や、高校生がさまざまな職業現場での体験実習を行うプロジェクトのほか、地域の課題を解決するための取り組みを企画立案し、地域の方々と協働して、地域社会の一員としての意識を持ちながら、課題解決に取り組む高等学校OPENプロジェクトを通して、本道の持続的な発展の担い手となることができる人材の育成に努めてまいります。

次に、教育問題に関し、まず、学力向上の取り組みについてであります。全国学力・学習状況調査の結果については、今年度は、中学生の国語Aと理科で全国の平均正答率を上回り、正答数の少ない子どもの割合が減少するなど、改善の傾向が見られるものの、これまでの調査結果の分析からは、管内ごとの状況には差があることが明らかになっております。

私といたしましては、本道の全ての子どもたち一人一人に、どの地域においても社会で自立するために必要な学力をしっかりと身につけさせることが必要と考えており、現在、今年度の調査結果について、管内別等の詳細な分析を進めているところであります。

今後、この分析結果を踏まえ、それぞれの学校における授業改善や家庭における望ましい生活習慣の確立に向け、学校、家庭、地域、行政が一体となって、管内の実情に応じた実効性のある取り組みを展開し、全道の子どもたちの学力向上が図られるよう、全力で取り組んでまいります。

す。

最後に、教員不足への対応についてであります。学校現場における教員の欠員は、学級担任を固定できないなどの問題のほか、教頭などの管理職員が授業や校務分掌を分担することとなるため、学校運営に少なからず影響があると考えており、教員不足の解消は喫緊の課題であると認識をしております。

道教委といたしましては、来年度以降の教員確保に向け、より多くの方々に教員を希望していただけるよう、働き方改革を着実に推進し、健康で生き生きと勤務できる環境の整備に努めるとともに、引き続き、道内外の教員養成課程のある大学への教員志望者の推薦の依頼を行うなどの取り組みのほか、一定期間勤務した期限つき教員等を対象とした特別選考検査を新たに実施することとしたところであります。

今後、教員確保のため、これまでの受検者の出身地等を踏まえ、道外の方も受検しやすいよう、道外を含めた検査会場の拡大などについて積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）自民党・道民会議、三好議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、自然災害への対応についてであります。まず、このたびの平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震は、全道各地に大きな被害をもたらしたところであり、とうとい命を失われた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

豪雨等の自然災害による被害から身を守るためには、自治体、警察による避難情報の伝達や避難誘導が迅速かつ円滑に行われることは当然として、住民がみずから状況を判断し、適切な避難行動を行う自助の考え方と、近隣同士で協力し合う共助の取り組みが大変重要と考えます。

こうした認識のもと、道警察では、毎年、災害危険箇所を見直し、地域の状況に応じた適切な避難行動などについての啓発活動に取り組んでおります。

また、自治体、地域住民と連携して災害警備訓練を実施し、情報の伝達や避難誘導など、地域で協力し合う環境づくりも進めております。

道警察といたしましては、引き続き、自治体を初めとする防災関係機関と連携して、地域住民の防災意識の向上と災害時における協力体制の構築に努めてまいります。

次に、テロ対策についてであります。今後、道内では、G20観光大臣会合、ラグビーワールドカップ2019、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定となっておりますが、大規模な国際会議やスポーツ大会をめぐっては、海外におけるテロ事件を踏まえると、我が国に対する国際テロの脅威が現実のものとなっているほか、サイバー攻撃等の発生も懸念されるなど、厳しい情勢にあると認識しております。

このため、道警察では、こうした情勢に対応した的確な諸対策を推進するため、本年4月に北

海道警察総合警備対策室を設置し、テロ関連情報の収集や警戒警備等を徹底するとともに、爆発物原料や小型無人機の販売事業者等に対する管理者対策、重要インフラ事業者等と連携したサイバー攻撃対策、自治体、公共交通機関等によるテロ対策パートナーシップ推進会議を活用した共同対処訓練など、官民が一体となったテロ対策を推進しているところであります。

道警察といたしましては、今後も引き続き、これらの取り組みを強力に推進し、テロ対策に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 三好雅君。

○45番三好雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長及び警察本部長から、それぞれ答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり、指摘を交えながら、再質問をさせていただきます。

初めに、災害からの復旧、復興についてであります。

知事からは、避難生活を余儀なくされている方々への支援に努めるほか、ライフラインの速やかな復旧や産業被害からの復興に向け、全力で取り組むとの力強い御答弁をいただきました。

このたびの災害が従来と大きく異なるのは、今回の地震災害は、程度の差こそあれ、全ての道民が被災した点にあります。依然として節電を求められ、将来に不安を払拭し切れないでいる多くの道民の皆さん一人一人に、復興に向けて前向きな気持ちで立ち上がっていただくためには、北海道のトップである知事の果たす役割は非常に大きなものがあると考えます。

ぜひ、今後も、このたびの一連の災害からの復旧、復興に全力で取り組んでいただきたい、このことをまず指摘しておきます。

次に、電力の安定供給体制についてであります。

胆振東部地震をきっかけとして、道内の全ての電源が失われるに至ったこのたびの事態に関し、知事からは、道民の生命、財産を預かる知事として、極めて深刻な事態であると受けとめており、電力事業者である北電の責任は極めて重いとの認識が示されました。

本道での電力の送配電について独占的な地位が認められている北電にとって、電力の安定供給の責任を全うすることは、何よりも優先されなければならない経営課題であったはずですが。

知事は、北電の経営陣に猛省を促すとともに、道も主体性を持って検証作業を行い、たとえ過酷な自然災害が発生したとしても、二度と全島全電源喪失のような深刻な事態を繰り返すことがないように取り組んでいただきたい、この点も強く指摘しておきます。

次に、観光産業に対する対応についてであります。

知事の御答弁では、秋の観光シーズンを迎える中で、観光客の入り込みが大きく減少することへの懸念が示され、集中的な観光プロモーションや正確な情報発信などを通じ、誘客の一層の促進に向け、全力で取り組むとの決意が述べられました。

こうした取り組みによって、国内外からの観光需要を喚起することはもとより重要ですが、まずは、観光入り込み客数の大半を占める、足元の道内の観光需要に目を向ける必要があると考え

ます。

全ての道民が地震災害の影響を受けていることは事実ですが、影響の程度には差があり、特に、観光産業には大きなマイナスの影響が出ています。

道民の皆さんが、鮮やかに色づく紅葉や豊かな出来秋の味覚を求めて地域に足を伸ばし、あるいはスポーツイベントに声援を送り、めでたいことがあればお祝いの会を開くなど、ふだんどおりの日常生活を楽しむことによって、ホテルや旅館業、飲食業、交通機関など、需要の回復に懸命に取り組んでいる多くの方々を応援できる立場にあることを、道民一人一人に自覚していただく必要があります。

そのことを、北海道のトップリーダーである知事みずからが、直接、道民に訴えかけることも、観光関連産業の復興に向けた効果の高い支援策になる可能性があります。今後、知事からメッセージを発信する際には、こうした点にも十分留意すべきことを指摘しておきます。

次に、国への要望等についてであります。

知事からは、直接的な被害のみならず、産業面への影響なども含めた総合的な支援を求めていくとの答弁をいただきましたが、先日、内閣府が明らかにした、このたびの地震災害に関する激甚災害の指定と措置内容の見込みによれば、震源に近く被害の大きかった厚真町を初めとする胆振東部3町で実施する公共土木施設の災害復旧事業等について、局地激甚災害の指定が盛り込まれているのに対し、全道が対象となる激甚災害、いわゆる本激の指定が見込まれるのは、農地や農業施設、林道の復旧事業等に限られます。

復旧、復興に全力で取り組まなければならない道や市町村の厳しい財政状況を考えれば、そして、広大な本道の全域で、我が国始まって以来のブラックアウトにまで発展した今回の地震災害の特異性などを考えれば、本激対象事業の拡大などが図られるよう、さまざまな工夫を凝らし、被害額を丁寧に積み上げ、今後見込まれるマイナスの影響も含め、被害の実態を明らかにし、国に、支援の強化を強く求めていく必要があると考えます。道はどのように取り組んでいく考えなのか、改めて見解を伺います。

次に、豪雨災害についてであります。

ソフト対策については、豪雨災害等の自然災害が迫っているときに防災関係機関から発出される情報をもとに、住民一人一人が、それぞれの状況に応じて自分自身の安全を確保する行動をとれるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでいく旨の御答弁をそれぞれいただきました。

気候変動などに伴い激甚化する豪雨災害などに対処するためには、住民のこれまでの防災意識を大きく変えていただく必要があります。

このためには、行動科学や災害心理学などにおける最新の研究成果も取り入れつつ、ソフト対策の充実を図っていく必要がありますが、対策の見直しや住民の皆さんへの定着までには、長期にわたる地道な取り組みが欠かせません。早急に検討に着手し、地域防災力のさらなる強化に努めるべきことを指摘しておきます。

一方で、ハード面の対策などについては、なすべき事柄が国の強靱化計画などで既に明らかに

なっています。

しかし、国や道の厳しい財政制約のもとで十分な予算の確保がままならなかったことなどから、河川や道路、橋梁など、多くの部門で対象事業の加速化が求められる状況にあります。

このたびの7月豪雨災害では、西日本を中心に大きな被害が生じておりますが、同規模の豪雨災害がいつ北海道を襲っても不思議ではない状況になっていると報じられています。

豪雨災害を初めといたします多くの自然災害の脅威にさらされている本道の強靱化が早急に図られるよう、国に、必要な予算の確保などを働きかけるなど、しっかり取り組んでいくべきであります。このことも強く指摘しておきます。

次に、J R 北海道の路線見直しについてであります。

先ほどは、この問題が、北海道という一地方の課題ではなく、人口減少などを背景として、どの地域でも起こり得る問題であり、全国的な視点で議論することが必要である点や、議論すべき事柄にも順番が重要である点などについて指摘をし、今後の議論の進め方などについて知事の考え方をお伺いいたしました。知事からは、整理すべきさまざまな課題があり、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や鉄道網の役割を踏まえた支援の考え方について、改めて国に詳細な説明を求める旨の答弁にとどまりました。

今後開催される関係者会議での国の出方を見きわめてから対応するといった受け身の姿勢では、国のペースで議論が進められ、J R 北海道の経営改善に関する支援の責任がなし崩し的に地方に押しつけられることになりかねません。

今回のJ R 北海道の経営問題については、人口減少などに悩む道外の他府県においても同様の問題が提起されることは必至であり、全国各地の鉄道路網を含む広域的な交通ネットワークのあり方に決定的な影響を与える課題であります。

そうした認識を持って、道外にも積極的に情報発信をし、同様の立場にある地方の力を結集して国と対峙していかなければ、この問題に展望を見出すことは困難と言わざるを得ません。道は、時期を逸することなく、地域の考え方を道外に発信していくことが極めて重要だと考えます。このことを強く指摘しておきます。

最後に、主要農作物の種子生産に係る条例についてであります。

新たな条例については、豆類やソバといった主要畑作物も含めた種子生産に係る条例とする必要性を指摘し、見解を伺ったところ、当該作物を対象に含めていくことについて、道議会や審議会での議論を踏まえ、検討するとの答弁でありました。

主要畑作物は、本道農業の発展に欠くことのできない重要な作物であり、本道農業が基幹産業として持続的に発展していくためにも、新たな条例に、当該作物を対象として位置づける必要があります。

今後とも、本道が食料基地としての役割を担い、基幹作物の生産性向上や品質確保を図っていくためにも、稲や麦、大豆といった主要農作物に加え、豆類など主要畑作物の優良な種子の安定的な生産や円滑な普及に向けて、その取り扱いをしっかりと条例に位置づけるよう指摘しておき

ます。

以上、再々質問を留保し、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）三好議員の再質問にお答えをいたします。

北海道胆振東部地震等の災害に関し、国への要望についてであります。このたびの震災においては、これまで経験したことがない震度と脆弱な火山灰による大規模な山腹崩壊に伴い、土砂が連続的に堆積するなど、施設被害に加えて、今後の大雨等による2次災害を引き起こすおそれがある状況となっているところであります。

このため、公共土木施設の復旧額の算定に当たっては、施設そのものの復旧はもとより、施設外の堆積土砂の撤去、搬出、のり面の保護に加え、地震による再度災害を防止する観点からも、背後の土砂崩れを防止する施設の新設を含め、道民の皆様方の安全、安心な暮らしが守られるよう、さまざまな対策を最大限盛り込んだところであります。

私といたしましては、これまでも、国に対し、激甚災害の早期指定に向けて要請を行ってきているところであり、今後、直接的な被害のみならず、産業への影響など、深刻な実態を踏まえた支援の充実が図られるよう、全庁が一丸となって、国への働きかけを一層強めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 三好雅君。

○45番三好雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事から、再質問に対する御答弁をいただきましたが、指摘をさせていただきます。

地震災害の影響把握と今後の対応について、直接被害のみならず、産業への影響など、深刻な実態を踏まえた支援の充実が図られるよう、全庁が一丸となって、国への働きかけを一層強めていく旨の御答弁をいただきました。

被害額の大半を占める公共土木施設に関する激甚災害指定の早期実現などを念頭に置き、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと考えているところであります。

改めて今回の地震災害を振り返ると、日本の電力史上始まって以来と言われるブラックアウトが発生をし、我々の日常生活や産業活動を支えるほとんどの社会基盤が機能不全に陥るという異常事態であったにもかかわらず、現在の激甚災害制度では、そうした事態を想定していないことに加え、北海道が全島で大被害に見舞われている中、財政基盤が脆弱な道庁や市町村の実情が、現在の激甚災害指定基準で十分に考慮されているのかについても、疑問を感じざるを得ません。

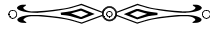
道が、今後、国に支援の強化を求める際には、こうした国の制度自体の見直しも積極的に提案していくことが必要と考えます。そのことを最後に指摘させていただきます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き、我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 三好雅君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩



午後1時11分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

北口雄幸君。

○65番北口雄幸君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合議員会を代表して、質問をいたします。

質問に先立ち、9月6日未明に発生しました北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた皆様に、お悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様、避難生活を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本道では過去最大となる震度7を記録するなど、胆振、日高を中心に、北海道の広い範囲で、これまで経験したことがない大規模な地震が発生し、土砂崩れや家屋の倒壊、さらには、道内全域での停電によるライフラインの寸断など、極めて甚大な被害が生じております。

道は、こうした被害の状況をどのように把握しているのか、伺うとともに、全体の被害額がどの程度になる見込みなのか、まずは所見を伺います。

このたびの地震によって、道路が陥没したり、住宅など多数の建物が損壊し、死者や負傷者が多数出ております。

また、電気や水道もいまだに復旧できていない地域もあり、震源地である胆振地方を初め、札幌市清田区など、全道各地において、多数の皆様が避難生活を余儀なくされている状況が続いています。

道民の皆様が日常生活を早急に取り戻し、産業活動が再び動き出すことが何より重要であります。被害状況等を踏まえ、道は、迅速な復旧に向けて、スケジュール感を含め、今後、どのように対応していくのか、所見を伺います。

また、住宅の損壊などによって、避難所生活を余儀なくされている児童生徒が数多くおります。

子どもたちの心身のケアについてどう対応していくのか、所見を伺います。

9月6日の地震発生直後の苫東厚真火力発電所の緊急停止をきっかけに、他の発電所も停止したことによって、北海道全域に及ぶ大規模な停電が発生し、道民の暮らしや産業活動に大きな影響を与えています。

北電は、そもそも、大規模地震にどのように備えていたのか、道内の全てで停電するという事態を生じさせた原因は何であったのか、道内の他の発電所や道外の発電所からのバックアップがなぜ機能しなかったのかなど、北電に対しての道民の疑問は尽きません。

今後、こうした事態が二度と起こらないように、北電は、原因究明を徹底的に行うとともに、対策を早急に講じる必要があります。

道として、今回の事態が生じたことをどのように認識し、今後、どのように対処していくのか、所見を伺います。

今回発生した大規模な停電は、現在ではおおむね復旧したものの、道内全域で平常時より1割程度の節電が不可欠であり、老朽火力発電設備の故障等のリスクを踏まえ、平常時よりも2割の節電を目指すよう、国から道に対して協力依頼がありました。

道民生活や企業活動に多大な影響を及ぼさないようにするには、計画停電や再度の突発的な大規模停電は何としても避けなければなりません。

道は、節電の取り組みについて、実効性あるものにしていくため、どのように対応していくのか、所見を伺います。

大規模な停電の影響により、ガソリンスタンドの多くが営業できない状態となり、給油待ちのための長い車列ができました。

経済産業省の発表によれば、9月9日の時点で、全道の9割相当のガソリンスタンドの営業が可能となり、おおむね正常化に向かう見通しとなったとのことですが、地震により、鉄道もバスも運行を停止していた中で、自動車は日常生活に欠かせない重要な交通手段であるため、ガソリンスタンドは重要なライフラインの一つと考えます。

道は、今回のような状況をどのように受けとめ、今後、災害時を含めた、ガソリン、軽油の供給体制等をどのように確保していくのか、所見を伺います。

次に、本道を訪れている観光客への対応について伺います。

地震発生時にも、本道には国内外から多くの観光客が訪れていましたが、台風21号から引き続き停電や交通インフラの混乱などにより、滞在地に足どめをされた方も多かったと考えます。

地元の我々ですら日常生活にさまざまな不便が生じていた中、観光客は、飲料水や食事、宿泊先の確保などに苦労されたという声も聞こえてきています。

また、外国人観光客については、外国語による情報発信が少ない中、異国の地で、国内客以上に不安な日々を過ごされていたのではないのでしょうか。

道では、こうした観光客の不安の声にどのように対応しているのか、伺います。

大型の台風21号に次いで今回の地震が発生したことで、今後、道内への観光を予定していた観光客が来道を手控えることも予想されますが、仮にそうした事態が深刻化すれば、秋の観光シーズンを迎える本道にとっては大きな痛手となります。

道内観光への被害を最小限に抑えるためには、道内の観光地や交通インフラ等の最新の状況について、きめ細やかな情報発信を継続的に行うことはもとより、行政機関や観光事業者の連携により、緊急時でも観光客への対応が可能な限りスムーズに行えるよう、事前の備えを十分に行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

胆振東部地震の直前、北海道に台風21号が上陸し、それによる大雨や強風の被害が北海道内にも及びました。停電が発生したほか、航空や鉄道などの交通網も乱れ、ビニールハウスが飛ばされるなど、農作物にも被害が及んだとのことでもあります。

道は、現時点において、台風21号の被害状況をどのように把握しているのか、また、復旧に向けて、どのように対応していくのか、所見を伺います。

次に、知事の政治姿勢について伺います。

高橋道政となり、これまで15年が経過しましたが、この間、北海道のトップとして、その手腕が期待されたものの、残念ながら、道民の期待に応える成果を残しているとは言いがたい状況であります。

知事は、就任以来、地域づくりや人づくり等を道政の基本姿勢として掲げており、これは、知事の任期の最終年度である今年度の道政執行方針においても同様に位置づけられています。しかし、本道を取り巻く状況は厳しさを増すばかりであります。

1997年をピークに、減少に転じた北海道の人口は、知事の対応のおくれに加え、有効な手だてが講じられてこなかった結果、現在も、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、2017年度の合計特殊出生率は、全国平均の1.43を大きく下回る1.29と、都道府県の中で下位から2番目という低い水準で推移をしています。

さらに、道財政については、依然として収支不足は解消されず、財政調整基金はほぼ枯渇し、毎年度の予算は帳尻合わせに終始し、自転車操業を続けている状況にある上、借金に頼った財政運営の結果、健全化判断比率は全国で最悪の水準で、道債残高は5兆円から5兆8000億円へと膨らんでいるのです。

T P PやE P Aなど、本道に多大な影響を及ぼす課題などについては、国の言いなりで、その場しのぎの対応を繰り返してきただけであり、さらには、個々の課題については、順次伺ってまいります。例えば、J R北海道の問題では、国に対して後手後手の対応となっており、I Rの問題では、判断を先送りにするなど、これまでの知事の対応は、北海道のトップとして評価に値しません。

知事は、さまざまな道政課題が山積する中、本道が置かれている状況をどのように認識しているのか、また、この15年間のみずからの道政運営をどのように評価しているのか、伺います。

知事は、来春の知事選に関しては、熟考中であるとし、みずからの対応を明確にしていません。しかし、一方で、来年夏の参院選に関しては、自由民主党北海道支部連合会の候補者として、高橋知事が他薦という形で応募されたとのこととあります。

知事は、まずは来年4月を目指すかどうかとし、知事選への方針を優先して判断するとしていますが、まるで保険を掛けるかのように、みずからの行き先を確保したものと受けとめざるを得ません。

道政のさまざまな課題が山積する中、みずからの行き先の確保に腐心するのではなく、残すところ1年を切る任期で、いかに目に見える成果を出すかに最大限注力するとともに、150年の節目を迎えた北海道のこの先の方向性を示し、道筋をつけることが最も重要ではないかと考えるものです。

知事自身は、どのように受けとめているのか、また、残りの任期で、道政のさまざまな課題に

対し、どのように対応していくおつもりなのか、知事の所見を伺います。

次に、人口減少問題について伺います。

知事が就任した以降の15年間で、北海道の人口は33万人減少しました。33万人といえば、札幌に次ぐ、北海道で第2の都市の旭川に匹敵する規模であり、北海道の将来にわたり大きな影響を及ぼす規模であります。

知事は、4期目に当たっての道政執行方針では、人口減少・危機突破を道政の最重要課題に位置づけるとして、人口減少問題を最重要課題に据えています。さかのぼれば、3期目では、かつて経験したことのない人口減少、高齢化と言うにとどめ、2期目では、高齢化、過疎化が急速に進む地域と、地域を限定しての認識であり、1期目にあっては、人口減少という文言すらなかったのであります。

人口減少はここ数年で始まったことではなく、地方においては、人口減少や過疎化を行政の最重要課題に位置づけていたにもかかわらず、知事としての認識や対応に甘さがあったと指摘しなければなりません。

知事の人口減少問題に対する認識と、対応への所見を伺います。

北海道の多くの地域は、農業を基幹産業としていますが、離農が急速に進んでいます。知事が就任した15年前の道内の農家戸数は5万9000戸でした。ところが、現在は3万6000戸と、高橋道政のわずか15年で4割もの農家が離農したことになるのです。

国は、新たな国際環境下において、競争力強化と言いながら、規模拡大を強力に推し進め、小規模農家の切り捨てを行ってきました。

北海道も、国の思惑どおりに規模拡大路線に走り、その結果として、農家人口の減少が地方の人口減少を加速させたものと考えますが、農家戸数の減少が地域に与える影響と人口減少との関係をどのように認識されているのか、知事の所見を伺います。

次に、行財政運営について伺います。

平成29年度一般会計決算は、実質収支額が、前年度を上回る約59億8000万円の黒字と報告され、実質公債費比率は21.1%で、前年度をやや上回り、依然として高い水準ではありますが、低金利が続く影響で、一時期の緊張した雰囲気はなくなっています。

しかし、実質公債費比率18%未満を目指すとする目標の達成は遠いままであり、道債残高の増加はとまったものの、残高減少はなかなか進んでいません。

この15年間の知事の財政運営も踏まえて、平成29年度決算、実質公債費比率への所見を伺います。

今定例会には、二風谷ダム及び平取ダムで約97億円、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムで約228億円の総事業費増額を含む基本計画変更への知事意見案が提出されています。

知事は、昨年、サンルダムの総事業費を約32億円増額する基本計画変更に対し、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと。」との意見を付して同意しましたが、今回の意見案でも、一切という字句が盛り込まれています。

そこで伺いますが、このたびの国の基本計画変更の内容について、道としてどのように確認を行ったのか。また、今回の変更に伴い、道の直轄事業負担金等の負担額は合計で約48億円の増額となりますが、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと。」と、一切という言葉を入れた意図について、知事の所見を伺います。

次に、J R北海道について伺います。

7月27日、国土交通省は、J R北海道への支援の規模について2年間で400億円台との考え方を示しながら、利用が少なく、鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区について、地方自治体に対して、地方財政措置を前提にしながらも、国と同水準の負担を求めています。

しかし、そもそも、国鉄清算事業団の債務等に関する処理法の規定に基づいて、国は、平成32年度まで、J R北海道への支援を、みずからが責任を持って行うべきなのであります。

鉄路を守るために、平成33年度以降の支援に向けた国の考え方を示した上で、J R北海道には、徹底した経営努力を前提に経営計画を立てさせ、道や沿線の自治体が納得した上で、33年度以降の、地域を含めた支援策について協議すべきと考えますが、所見を伺います。

国は、J R北海道の経営改善に関する考え方の中で、J R北海道がバス転換等を提案している線区について、鉄道よりも他の交通手段が適しており、利便性、効率性の向上も期待できる線区において、地域の足となる新たなサービスへの転換を進めるとしています。

地方にとっては、鉄道が廃止されれば、ますます過疎化が想定されることから、自治体としては到底納得できないものであります。

また、道は、交通政策総合指針の中で、J R北海道がバス転換を提案している根室線の一部については、「道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとして、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要である」としております。

沿線自治体の心情も踏まえ、どのような認識のもと、これらの提案を行っているのか、所見を伺います。

次に、空港運営の民間委託についてであります。

道内7空港の運営の一括民間委託に向け、第1次審査を経て、3組が第2次審査に向けた準備に入ると承知しますが、地方空港からは不安の声も聞かれます。

かつては数多くあった国際チャーター便が、新千歳空港への定期便化などで激減し、利用拡大に向けて苦勞されていることや、空港機能施設及び外国人観光客受け入れ体制等の強化、道内の2次交通の拡大による航空需要の創出等の課題も指摘されております。

道として、第2次審査に向け、地方空港を支えている皆さんの思いをどのように第2次選考に反映し、また、道の政策として実現するのか、所見を伺います。

次に、地域医療について伺います。

依然として、地方における医師不足は顕著で、医師の偏在など、地域医療をめぐる状況は多くの課題を抱えています。

特に、医師不足に悩む地域では、自治体病院が地域医療を担っており、地域の医療機関が相互

に連携する体制の構築が不可欠であると認識しております。

道は、各圏域で地域医療構想調整会議での議論を進めていますが、私が、さきの第1回定例会で、広域連携と道の役割について質問したところ、知事から、病床機能の分化や医療機関相互の連携に向けた具体的な方策などについて、より積極的に議論を進めるとの答弁がありましたが、その後も、地域での議論は十分に進んでいるとは言いがたいと感じております。

一方、奈良県や青森県などでは、医療機関相互の連携を強化し、圏域内の急性期機能を向上させるとともに、医師を確保しやすい病院づくりを進めていると承知しております。

医療機関相互の連携を進めていくためには、調整会議での議論を活発化させる必要があります、そのために、道が主体的な役割を果たすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、児童虐待防止対策についてであります。

東京都目黒区で起きた事件をきっかけに、国は、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策をこの7月に決定し、道は、これを受けて、北海道児童相談所業務取扱要領やマニュアルなどの改定を予定しており、児童相談所の体制強化に向けた検討も視野に入れるとのことでもあります。

マニュアルやルールを強化しても、対応をするのは職員であり、その専門性や適正な人員数という課題もあります。

また、児童虐待には、親の生活基盤の安定が深くかかわっており、親の貧困や格差の解消、子育ての不安などの軽減が、虐待を生まないことにつながるのとあります。

児童虐待をなくすために、道は、まず何を課題として取り組もうとするのか、どのような目標を掲げて行おうとするのか、所見を伺います。

また、現在、道内には10カ所の児童相談所の拠点があるわけですが、子育ての不安解消や突発的な事象への対応など、子どもの人権を守るために十分な体制だと考えているのか、所見を伺います。

次に、障がい者雇用について伺います。

国の各省庁で障がい者法定雇用率を水増ししていることが次々と発覚しました。水増し人数の余りの多さに驚かされ、さらに、厚労省の指導が適切でないなど、水増しをした言いわけもあきれるものばかりですが、この問題への知事の受けとめ及び認識を伺います。

道の知事部局における障がい者雇用率は、6月1日現在で2.66%で、法定雇用率を満たしていると承知していますが、単に数字だけではなく、障がいのある人が自立した社会生活を送れるよう、仕事にやりがいを持ち、働きやすい環境であることが大切であります。

この4月から、障がい者雇用率の対象について、身体障がい者や知的障がい者に加え、精神障がい者も含まれました。

道としても、障がい者に適した業務の洗い出しによる一層の採用促進や、個々の状態に応じた職場の理解の促進を具体的に図り、さらに、長期的、安定的に働くことができる体制整備が必要と考えますが、こうした配慮について、知事の所見を伺います。

また、第三者などによる定期的な確認体制を構築すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、1次産業の振興に関して、まず、国際貿易交渉について伺います。

T P P 11の関連法案が成立し、日 E U ・ E P Aは7月に東京で署名されました。これら国際交渉が次々と進められ、しかも、ここに来て、米国との日米通商交渉対話が始まったことに鑑みると、本道農業は、さらに厳しい状況にさらされることになります。

こうした貿易交渉について、知事は、情勢を注視するといった姿勢を示すばかりですが、T P P交渉の本格時に実施したように、交渉に当たっての本道の要望を政府や国会に訴えるべきであります。

知事は、国際貿易交渉に前のめりな政府に対して、現時点で何らの具体的な行動を行っていません。

今後、具体的にどのようなことを政府及び国会に求めていこうとするのか、所見を伺います。

計画期間が満了を迎える北海道食の安全・安心基本計画の第4次計画の策定作業が始まっています。

有識者等の意見には、今後、輸出促進を視野に入れたG A PやH A C C Pの導入を義務づけるといったものもあるようですが、家族経営など、小規模な農業経営者にとっては、次第に営農しづらい環境になっていくことが危惧されます。

知事は、第4次計画の策定に際し、どのように農業振興を進めようと考えているのか、認識を伺います。

道は、先ごろ、主要農作物の種子生産に関する条例の骨子案を示しました。

北海道の種子条例の制定に際しては、食の安全、安心や、地域の特性に適した優良品種の開発、厳格な圃場の管理や生産物の審査などが求められる一方、北海道の333の優良品種を含め、本道で作付されている幅広い種子を安定的に供給するための条例にすべきと考えますが、知事の基本的な認識を伺います。

また、事業を行う上では財源確保が極めて重要な課題であります。

財源確保に向けた国への対応も含め、どのように対処しようとするのか、所見を伺います。

6月から8月にかけて、長雨、低温が続きました。その後、8月中旬の好天を受け、稲を初め、施設園芸作物など、ややおくれを取り戻している作物もありますが、水稻や、大豆、小豆等の豆類、また、収穫期が比較的早い牧草やサイレージ用トウモロコシなどでは非常に大きな影響が心配との声が寄せられております。

影響をどう把握しているのか、伺うとともに、支援等の対応、特に、影響が甚大で営農の継続が困難な農家への支援についての所見を伺います。

北海道食の輸出拡大戦略の見直しが行われていますが、目標額について、道外港からの輸出も含めたものに置き直し、これまでの1000億円から1500億円に大きく拡大するとされています。

戦略の趣旨は、人口減少や国際貿易交渉などによる国内の食市場の縮小を見込み、補完する目的のように見えますが、輸出は、国内需給の余剰分を補完する手段であって、輸出そのものが生

産の目的になっては本末転倒なのであります。

知事は、道内の食材の国内需要と輸出のバランスをどうとろうとしているのか、所見を伺うとともに、食の輸出拡大戦略は、一体、誰に、どのような効果を狙っているのか、所見を伺います。

次に、漁業権の見直しについてであります。

これについては、全国各地で説明会を開催しており、新たな資源管理システムの構築など、六つの項目から構成されていますが、特に漁業関係者が不安を感じているのが、漁業権の優先順位の法定制の廃止であります。

漁業権制度に関しては、東日本大震災からの復興を図るため、宮城県が平成25年度に導入した水産業復興特区制度で、区画漁業権を民間企業に開放し、混乱が生じた事例も報告されています。

民間企業の参入により、これまで漁協が中心となってきた漁場の使い分けや漁場環境の保全などが難しくなるほか、地元漁業者の雇用の機会の喪失につながるおそれもあり、関係者を含めた慎重な議論が必要だと考えます。

国は、必要な法整備等を速やかに行うとしていますが、漁業権の民間企業への開放について、知事の認識を伺うとともに、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、新たな森林管理システムについてであります。

本道には、所有者や境界が不明確な森林が少なからずある中で、森林の経営管理や路網の整備などを計画的に進めるため、平成28年の改正森林法により、新たな林地台帳を今年度末までに整備し、公表することとなっており、市町村の業務負担が大きくなっております。

こうした中、本年5月に森林経営管理法が制定され、来年度より、市町村が主体となった新たな森林管理システムが導入されることとなっており、市町村の役割は、かつてないほどに重要となります。

しかし、林業を専門に所掌する部局や専任職員を置いている市町村は限られており、新たな森林管理システムを円滑に進めるためには、道として、積極的に市町村を支援する体制を構築しながら取り組む必要があると考えますが、知事は、どう認識し、取り組むのか、所見を伺います。

次に、雇用対策について伺います。

道内で深刻化している人手不足に関し、我が会派が、人材確保対策推進本部の取り組みをより実効性の高いものとするよう求めたところ、知事から、若者の道内定着、道外からの人材誘致、外国人の活躍促進の三つのテーマに関係部局が連携して取り組むプロジェクトを推進するとの答弁があったところであります。

道は、8月に、関係部局が連携して推進する、人材確保に向けた連携事業を取りまとめたところですが、この連携事業について、どのように取り組み、人手不足という課題にどう対応しようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、最低賃金についてであります。

北海道の2018年度の最低賃金額は、現行の810円から25円引き上げられて、835円に改定され、10月1日に発効します。

25円の引き上げは、これまでで最も高い引き上げ額で、一定の評価はできますが、この改定額では、フルタイムで働いても年収は200万円に届かず、経済的に心配なく暮らせる水準にはほど遠いと言わざるを得ません。

制度が有効なセーフティーネットとして機能し、かつ、働くことに意義を見出していただけよう、中小企業への支援の拡充とあわせて、さらに大幅な最賃額の引き上げを行う必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

また、道民の月間給与総額も、全国と比して、依然として低い水準のままであります。厚労省の2017年の調査結果では、東京の約46万円は別格としても、全国平均は約36万円であり、本道は約30万円にとどまっています。

給与の格差が固定化し、あるいは拡大すれば、人材流出に拍車がかかりかねません。

北海道に労働力を定着させ、地域の持続可能性を高めるためには、賃金を初め、雇用条件の改善に取り組む企業を一層ふやさなければなりません。道としてどのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

報道によると、経団連の会長が、大手企業の採用活動に関する指針について、2021年春に卒業の学生からの廃止を表明し、経済界や閣僚から理解を示す発言が相次いだとのことであります。

こうした動きに対して、人材確保に苦戦している道内の中小企業から、本州の大手企業の採用活動がさらに早期化することに対する不安や懸念の声が出ています。

知事は、こうした就活ルールの見直しの議論に関し、本道への影響をどのように考え、どのように対応していこうとするのか、所見を伺います。

次に、I Rについてであります。

本年7月、日本で初めて、カジノを認める特定複合観光施設区域整備法、いわゆるI R整備法が成立しました。

知事は、これまで、法の未成立を理由に、道内へのI R設置の是非については明言を避けてきており、このたびもまた、道としての基本的な考え方を取りまとめる前提として、経済政策や国際観光、医療の関係者などの有識者を集めた懇談会を設置し、その判断を先送りしました。

この有識者懇談会では、I R設置について半数以上の道民が反対もしくは慎重な姿勢である中、想定されるプラス、マイナスの両面について議論されるとしていますが、これまで2回の会議の内容を見る限り、道内への設置の判断を議論するよりは、むしろ設置することを前提とした条件整備を話し合っているように受けとめられかねないものであります。

これでは、I Rの道内への設置について認めたとも受け取られかねませんが、知事の見解を伺います。

また、設置の是非を議論する場であるならば、有識者懇談会のメンバーの人選にももっと慎重を期すべきであります。

多くの道民はいまだ反対している声があるのに、なぜ、明確に反対の立場での有識者が構成員として入らなかったのか、その理由を伺うとともに、今からでも、そうした立場の有識者を加えるべきと考えますが、あわせて所見を伺います。

次に、北方領土問題についてであります。

さきにロシア・ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムにおける、プーチン・ロシア大統領からの、前提条件なしの平和条約締結という突然の提案発言には誰もが驚き、その真意を図りかねるものであります。この発言に対する知事の所見を伺います。

北方領土返還に向けた新たなアプローチとして、日ロ間において、北方四島での共同経済活動が進められています。

この共同経済活動では、5件のプロジェクト候補が示されていますが、その決定プロセスは国主導で行われ、北方領土隣接地域の1市4町の意向を酌み取るなどの作業が行われておらず、また、共同経済活動から領土返還への道筋などについても全く説明がなく、こうした、地元がないがしろにされているような状況に、元島民や関係団体からの不信感も募っていると承知します。

現地の皆さんから寄せられている声の多くは漁業振興策であり、隣接海域における中間ラインの撤廃による漁業海域の拡大など、現実的な経済活動を要望していると承知していますが、知事は、こうした声をどう受けとめ、対処しようとするのか、所見を伺います。

また、共同経済活動に関して、国からの情報が少な過ぎる点についても、改善を国に強く要望する必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、災害対策に関して、過日の西日本豪雨を踏まえた対策について伺います。

7月に西日本を襲った豪雨によって甚大な被害が発生しました。死者、行方不明者が230人、住宅の全壊は6206棟に及び、現在も多くの方が避難生活を送るなどしており、改めて、お悔やみ、お見舞いを申し上げます。

今回の災害では、河川ハザードマップの整備のおくれや、ハザードマップが作成されていたにもかかわらず、住民が十分認識していなかったことなどの事例が報じられました。

北海道でも、このところ、大規模な洪水被害等の事例が相次いでいるわけですが、道内の河川ハザードマップの整備の状況、住民への周知、避難指示のあり方についての知事の所見を伺います。

西日本豪雨では、広島、岡山の両県などで多くの土砂災害が発生しました。

道が進める、道内の土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査については、来年度の完了を目指していると承知します。

指定された市町村では、地域防災計画に盛り込み、地域住民の警戒避難に役立てていますが、調査完了の来年度へ向けての進捗状況と、指定を受けた警戒区域での防災対策はどうなっているのか、伺います。

西日本豪雨の被災地である愛媛県西予市では、市街地の上流の二つのダムからの放流による河川氾濫や洪水被害の因果関係が問われています。

道内にも177ものダムがあることから、西日本豪雨を教訓として、放流時の情報伝達など、危機管理の観点から、学び、改善すべきことも多いと思われませんが、所見を伺います。

利水ダムの活用については、2年前にも本会議で知事と質疑をしました。利水ダムは洪水調節機能を持たないとはいえ、洪水が予想される場合には、事前に水位を下げるなどの対応も必要と考えます。

洪水が予想される場合の利水ダムの活用について、道の取り組み状況と見解を伺います。

西日本豪雨では、病院や避難所などへの安否確認の問い合わせに対して、個人情報保護が優先され、なかなか情報が得られず、不安が募るといった事態も生じたようであります。また、個人名の公表によって、行方不明者とされていた方が無事だったことが確認された事例もあったと承知します。

都道府県によって取り扱いが異なるようですが、道としての対応、今後の見直しへの所見を伺います。

災害時に発生する大量の廃棄物の処理については、基本は市町村が処理するものと承知しますが、西日本豪雨のように、市町村単位では対応が困難で、広域的な連携が必要な事例も相次いでおります。

こうした場合の道の役割、具体の対応について所見を伺います。

次に、道内の河川の災害対策について伺います。

道内では、一昨年連続台風による大雨災害後、道も、河岸の決壊防止策や河道の掘削などに取り組んできたと承知しますが、本年7月の大雨で、同じ箇所での被災も発生しました。

被災した河川や道路等の社会基盤の復旧にどう取り組まれているのか、伺うとともに、重なって被害が発生したことへの所見を伺います。

これまで重点的に実施されてきた主要河川に加え、人命等の被害に直結するような中小河川の対策の強化が必要であり、道として、市町村と連携して、河川の改修、強化に速やかに努めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、アイヌ政策について伺います。

先月、内閣府が行った、アイヌ政策に関する世論調査の結果が公表されました。

アイヌ民族の先住民族としての認知度は、全国的には7割を超え、道内においては約90%が認識しているものの、一方で、2020年に白老町に開設される民族共生象徴空間の認知度は、道内では4割程度であり、全国的には10%にも満たなく、その認知度の低さが浮き彫りとなっております。

年間来場者数100万人の達成や、周辺地域を含む道内経済への波及効果を考えれば、開設まで1年半足らずとなった現時点での取り組みはますます重要と考えますが、道内外へのPRなど、今後、認知度向上にどう取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、100年記念施設等について伺います。

道では、このたび、ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想の素案を取りまとめ

ました。この構想では、北海道の50年後の将来を見据え、100年記念施設等を次の世代にどのような形で引き継いでいくのか、今後の方向性を示しました。

とりわけ、百年記念塔については、「老朽化に伴う利用者への安全確保や将来世代への負担軽減等の観点から、解体もやむを得ないと判断し、その跡地には、新たなモニュメントを設置すること」とされています。

道が行った、住民等を対象としたアンケート調査では、回答数として、「存続」が「解体もやむをえない」を上回る結果となっているほか、専門家の中にも、地域のシンボルとして残してほしい、時間の経過でますます価値が高まるなどの意見もあったと承知しています。

知事は、建設当時の道民の思いはもとより、こうした、さまざまな道民等の意見があることをどのように受けとめているのか。また、年内を目途に構想を策定するとしていますが、今後、どのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、縄文遺跡群の世界遺産登録について伺います。

道は、現在、青森県、岩手県及び秋田県の北東北3県と、遺跡のある14市町とともに、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を目指しており、推薦候補としての選定は大変喜ばしいことと思っております。

世界文化遺産登録に対する道民の期待も高まっていますが、一方で、世界自然遺産登録を目指す奄美、沖縄との競合という厳しい環境も想定されます。

ユネスコへの推薦決定を獲得するためには、北海道、北東北の4道県はもとより、関係団体などが力を結集し、オール北海道で機運を盛り上げていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、外来種問題について伺います。

強い毒性を持つ特定外来生物のヒアリ2匹が、8月23日に苫小牧港で見つかりました。

環境省では、これまで、ヒアリが生息する国と地域からの定期コンテナ航路を有する全国の68港湾における調査を実施し、13都府県、35件の確認がありましたが、今回の苫小牧の件は道内で初の事例であり、今後、注視していく必要があります。

港では、定期的なトラップや殺虫餌の設置など、さまざまな対策を行っていますが、実際にコンテナを開封する搬送先での対応は十分とは言えず、ヒアリ自体への認識も決して高くはありません。

港湾を抱える自治体のみならず、広く全道で、ヒアリに対する情報の周知と対策を進めるべきと考えますが、所見を伺います。

また、国外や国内の他地域から人為的に導入された種が、地域固有の生物相や生態系にとって大きな脅威となっている外来種問題は、近年、一層クローズアップされてきており、道では、国の、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に先立ち、外来種の導入経緯や生態学的特性、その影響などを取りまとめた北海道ブルーリスト2004を作成し、2010年にはこれを改定し、北海道ブルーリスト2010を作成していますが、それ以降、リストは改定しておりませ

ん。

我が会派の同僚議員が、他県でのヒアリ確認事例が発生した際に、その見直しを求めたところ、検討するとの答弁であり、その検討状況について伺うとともに、早急にリストへの追加をすべきと考えますが、所見を伺います。

次に、教育課題について、教育長に伺います。

教職員の多忙化の解消についてですが、今年度から道教委が実施しているアクション・プランについて、1学期を終えた学校現場からは、何ら実効性が感じられないどころか、時間外に各種会議や研修が行われている実態があり、管理職も黙認せざるを得ない状況があるとの指摘が行われております。

子どもたちの学力・体力向上や学級経営のためには、勤務時間が終わったからと切り上げる教職員は皆無です。

さきの定例会で、教育長は、アクション・プランの実効性について、年度途中でも検証すると答弁していますが、具体的に何をどのように検証しようとしているのか、所見を伺います。

また、これまでも、勤務時間中の研修時間の確保について質問しておりますが、なぜ時間外に会議や研修が行われるのか、この点について、どう認識し、解消しようとしているのか、あわせて伺います。

報道によると、文科省は、教職員の働き方改革の方策について議論する中教審の特別部会に、変形労働時間制の導入案を示すとしているようであります。

この案は、年間変形労働時間制とし、教職員の勤務時間を繁忙期と閑散期に分け、月単位で1日に6時間から10時間とする案です。

6時間に短縮する月は年次有給休暇が取得しやすいとしていますが、そもそも、繁忙期と閑散期に分けるなどは可能なのか、認識を伺います。

また、一方では、給特法が一番の課題である、時間外勤務に対する4%の教職調整額の規定は残すとしており、これでは抜本的な改革にはならないといった疑問が残ります。

年間変形労働時間制の導入の意向に対する教育長の所見を伺うとともに、調整額の規定が残ることに対する所見をあわせて伺います。

次に、部活動について伺います。

来年度予算の文科省の概算要求で、部活動指導員の1万2000人への増員を図ることとされました。

また、道教委は、北海道の部活動の在り方に関する方針及び道立学校に係る部活動の方針の素案を示しました。

部活動のあり方を変えていこうとする意思是感じられますが、現状の部活動指導体制を大きく見直さなければ、負担軽減にはつながりません。

部活動指導員について、今後、道教委としてどのように活用していくつもりなのか、伺います。

また、部活動は、教師と生徒の指導・被指導関係の中で行われています。指導者側からの部活動のあり方の見直しだけではなくて、実際に活動する生徒が部活動のあり方を考える方策も検討していかなければならないと考えますが、教育長の所見を伺います。

最後に、教職員不足への対応について伺います。

我が会派は、これまで、教職員不足への対応を強く求めてきておりましたが、今年度においても、欠員の状況に大きな改善はありません。いまだに臨時採用教員が手配できず、直近では、小学校で47名の欠員の状況となっています。

また、学力向上や授業力向上などの各種事業指定の学校では、定数よりも多い教職員が加配されているにもかかわらず、一方では欠員が生じているということは、教育の機会均等に反することも指摘してまいりました。

道教委は、欠員が生じている学校に対して支援を行うと答弁してきましたが、現状で、どのような支援が行われ、その結果、負担軽減にどのようにつながっているのか、教育長の所見を伺います。

また、さきの定例会では、教員採用検査の出願率の低迷の改善には、学校で教鞭をとることの魅力の発信が必要であることをただしたところですが、今後ふえる退職教員の補充、並びに、臨時採用教員の確保等、現在の教職員不足にどう対応していくのか、所見をあわせて伺い、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）民主・道民連合、北口議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、胆振東部地震に関し、まず、被害状況などについてであります。このたびの地震は、最大震度7という、本道においてこれまでに経験したことがない極めて大きな地震であり、この地震によって発生した大規模な山腹崩壊などにより、多数の人的被害を初め、住家、ライフラインの損傷や全道域の295万戸の停電などにより、広範囲にわたり、甚大な被害が生じたところでもあります。

9月20日現在、この地震で41名の方がお亡くなりになり、692名の方が負傷されていることが確認されております。

また、住家被害については、全壊が129件、半壊が188件などとなっておりますが、なお調査中のものもあり、今後の変更も見込まれる状況にあります。

現時点において、公共土木施設や林地の大規模崩壊など、直接的な被害については約1500億円に及んでおまして、全体の被害額については、現在、鋭意調査を進めているところでありますが、さまざまな産業被害が発生している状況にあり、引き続き、市町村や関係機関などとも連携をし、できるだけ早期の把握に努めてまいります。

次に、今後の対応などについてであります。道では、発災後、直ちに災害対策本部を設置し、市町村を初め、道警察や消防、自衛隊など関係機関と連携し、救出・救助活動に取り組んだほか、国の関係省庁と緊密に連携しながら、応急対策に全力を挙げて取り組んでいるところであ

ります。

また、住家の倒壊やライフラインの寸断などにより被害が大きかった地域では、多くの方々が避難生活を余儀なくされておりますことから、道といたしましては、こうした方々へのきめ細やかな支援に努めるとともに、道民生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインの速やかな復旧や産業被害からの復興に向け、国に対し、必要な要請を行うなど、関係機関と一体となって、一日も早い復旧、復興に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、電力供給についてであります。このたび発生した、北海道全域に及ぶ停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けており、道民の生命、財産を預かる知事として、極めて深刻な事態と受けとめております。

現在、関係者が一丸となって、設備の復旧や節電など、あらゆる対策に取り組んでいるところでありますが、電力事業者としての北電の責任は極めて重いと考えております。

先般、本道の視察に来られた世耕経済産業大臣との間では、今回の震災によって大規模停電が生じた原因の分析を行った上で、国と道が協力してエネルギー供給の強靱化に取り組むことを確認いたしましたところであり、道といたしましても、こうした事態を再び生じさせないよう、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、暮らしと経済の基盤であるエネルギーの安定供給に向けて取り組んでまいります。

次に、節電の取り組みについてであります。道では、地震発生の翌日、国からの節電要請を受け、直ちに、経済団体や消費者団体、医療・福祉団体、市長会、町村会など、道内の関係団体に周知するとともに、2割の節電の開始前日の9月9日に、私から緊急メッセージを発出し、道民、企業の皆様へ御理解と御協力をお願いいたしましたところであり、

本道においては、電力消費に占める家庭やオフィスの割合が全国に比べて高く、これらの分野での取り組みが重要でありますことから、その効果的な節電手法を掲載したリーフレットを作成し、市町村や関係団体等を通じた道民への情報提供に努めているところであり、私自身も、直接、街頭で節電の呼びかけを行ったところであります。

本道経済は、全道域での停電や節電要請などで大きな影響を受けており、道といたしましては、国に対し、本道経済と道民の暮らしへの支援を要請するとともに、電力需給の安定化が図られるよう、無理のない範囲での節電をお願いしております。

次に、災害時の給油についてであります。道では、災害時における協定に基づき、国の支援のもと、北海道石油業協同組合連合会や市町村と連携しながら、災害対策上、重要な施設、避難所、医療機関等に対する優先的な給油の確保に取り組んだところであります。

しかしながら、道内全域での停電という未曾有の状況の中、地震発生から電力がおおむね回復するまでの間、大半のガソリンスタンドが営業できず、開店している一部のガソリンスタンドに給油を求める車が集中するなど、大きな混乱が生じたところであり、道といたしましては、国や関係機関と連携をし、非常用電源の確保等に関する課題の把握、分析に努めながら、必要な対策に取り組んでまいります。

次に、観光客への対応についてであります。地震やそれに伴う停電の影響により、宿泊場所を確保できないなど、多くの観光客の方々に不安な思いや、御不便をおかけしたものと、心苦しく思っているところであります。

こうした観光客の方々に対して、地域においては、市町村が中心となり、避難場所の確保や食料の配付などの対応を行ったほか、道では、札幌市と連携して、本庁舎別館の地下大会議室を避難場所として開放するなど、避難された方々の対応に当たってまいったところであります。

また、国と連携し、道及び観光振興機構のホームページで、交通機関の状況について情報発信を行ったほか、道内に滞在する外国人の方々の不安解消に向け、電話による相談窓口を設置するなど、国内外からの観光客への対応に努めてまいりました。

次に、道内の観光の回復に向けての今後の対応についてであります。これから秋の本格的な観光シーズンを迎える本道にとって、観光客の入り込みの早期回復を図るためには、今回の地震による風評被害を防ぐとともに、本道観光の安全性などを観光客の皆様に理解していただくことが重要と認識しており、先般、私からのメッセージを発出したところであります。

道といたしましては、被災した観光地のイメージ回復を図るため、集中的な観光プロモーションなどへの強力な支援を国に要請しておりますほか、今後、道や観光振興機構のホームページ、SNSなどの媒体を活用し、北海道の今を世界に向けて発信していくとともに、国や市町村、関係団体などと連携をし、今回の対応から学んださまざまな課題を踏まえ、災害時に観光客の方々の安全が速やかに確保されるよう、必要な取り組みを進めてまいります。

次に、私の政治姿勢に関し、まず、道政運営についてであります。本道においては、北海道新幹線の開業、航空路線の拡大による国内客やインバウンドの増加、食の北海道ブランドの向上など、取り組みの効果があらわれてきている一方、全国を上回るスピードで進む人口減少や高齢化の問題を初め、産業の担い手、交通ネットワークの確保、さらには、大規模自然災害への対応など、深刻な課題に直面しており、地域と一体となった効果的な対応が求められていると認識をいたします。

私は、就任以来、将来の北海道にとって何が重要かという視点に立ち、市町村等との連携協力のもと、本道が有する多様な資源を最大限生かしながら、各般の施策に積極的に取り組んでまいったところであります。

次に、道政課題への対応についてであります。私は、これまでも、現場主義を貫き、可能な限り地域を回り、多くの方々から直接お話をお伺いし、多様な御意見に真摯に耳を傾けながら、将来にわたって輝き続ける北海道を実現していくという強い意志を持って、常に最善の方策を求めて、道政運営に当たってまいったところであります。

今後とも、本道が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、未来を担う人づくりや海外の成長力の積極的な取り込み、働き方改革の推進など、地域創生の成果を確かなものとするため、道政の推進に、日々、力の限りを尽くしてまいる考えであります。

次に、人口減少問題への対応についてであります。本道では、全国より約10年早く人口減少

局面に入っており、これに対して、地域の持続的発展を目指し、雇用の創出や地域産業の活性化、子育て環境の整備など、各般の取り組みを進めてきたところであります。

国においても、人口減少の抑制と東京圏への一極集中の是正に向けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に取り組んできている中、道では、今なお厳しい地域の実情を踏まえた、自然減、社会減の両面に対するさらなる取り組みが必要との認識のもと、人口減少問題を、先送りできない最重要課題として、市町村との連携を強化し、北海道版創生総合戦略に基づく取り組みを加速しているところであります。

私といたしましては、今後とも、本道が直面する状況に危機意識を持って、引き続き、少子化対策や人口流出への対応、働く場の確保など、重点戦略プロジェクトを中心とした施策の展開と市町村戦略の支援に全力で取り組んでまいります。

次に、農家戸数の減少と地域への影響などについてであります。本道の農家戸数が、高齢化や担い手不足などにより減少している中、意欲ある後継者などが農地を引き継ぎ、経営規模を広げながら、地域農業の生産力の維持向上に取り組んでいるところであります。一方、集落による共同活動が縮小していくことなども懸念されることから、農村の維持・活性化に向けた取り組み強化が重要と認識をいたします。

道といたしましては、今後とも、農業が地域の雇用と所得を創出していく上から、生産基盤の整備促進とともに、関連産業と連携した農畜産物の付加価値向上を初め、家族経営を支える支援組織の育成と、1人でも多くの新規就農者の確保などに取り組む、農家経営の持続的な発展と活力ある地域づくりを通じ、人口減少の抑制に全力を尽くしてまいる考えであります。

次に、行財政運営に関し、まず、決算などに対する認識についてであります。平成29年度は、行財政運営方針に沿って、道税、交付税などの歳入の確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に取り組んだことなどにより、約60億円の黒字となったところであります。

また、実質公債費比率については、教職員給与費の札幌市への移管に伴う標準財政規模の縮小などにより、昨年度に比べて0.6ポイント悪化する結果となったところであります。

道では、これまで、歳入歳出の全般にわたる、あらゆる収支対策に取り組んできたことにより、道債残高は減少傾向に転じ、毎年度の収支不足は着実に改善してきているものの、いまだ脆弱な財政構造にありますことから、引き続き、収支不足の縮小や財務体質の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、国直轄ダムの基本計画の変更についてであります。道では、このたびの基本計画の変更に対し、事業者である国から資料提供を受けるとともに、詳細な聞き取りを行うなどして、厳格な精査を行ってきたところであります。

今回の総事業費の増額については、物価上昇などの社会的情勢の変化や台風などの自然災害の影響といった、やむを得ない要因によるものであり、管理設備の見直しによるコスト縮減も図られ、さらに、ダムの必要性も変わっていないことから、今回の基本計画の変更に同意しようとするものであります。

しかしながら、今回変更となる両事業ともに、これまでに2度の総事業費の増額を行ってきており、道の厳しい財政状況に鑑み、私といたしましても、高いコスト意識を持って事業執行に当たっていただくために、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと。」とする意見を付し、国に対して強く求めることとしたところであります。

次に、交通政策に関し、JR北海道への支援についてであります。国が示した、JR北海道に対する支援の考え方に対しては、国と地域の負担水準の考え方や、2年という短い支援期間の検証を求められることなど、整理すべきさまざまな課題があると考えているところであります。沿線市町村の皆様からも、そうした点を指摘する声が上がっているところであります。

道といたしましては、厳しい経営状況にあるJR北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、JR北海道の経営に強い権限を有する国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであり、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や道内の市町村が負担可能な支援規模、地方財政措置の内容等に加え、このたびの震災により、本道の観光や物流等への影響が強く懸念されることを踏まえつつ、交通政策総合指針の計画期間である2030年度を見据えた、JR北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求める考えであります。

また、JR北海道に対しても、同様に、震災による経営への影響も踏まえた収支見込みを含めた経営再生の見通しの修正案を次回の関係者会議において提示するよう求めてまいる考えであり、道といたしましては、こうした情報を地域の検討協議の場に提供しながら、地域の実情や意見を踏まえた支援制度が構築されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、医療・福祉政策に関し、まず、地域医療構想についてであります。高齢化の進行や疾病構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制を構築するためには、医療機関相互の役割分担や連携体制の整備、不足する機能の確保に向け、地域の関係者が幅広く参加する地域医療構想調整会議において、十分な議論を行っていくことが重要であります。

このため、道では、本年度、21の全ての圏域において、地域医療構想に関する説明会を開催し、各医療機関の機能や患者の受療動向、他の地域のすぐれた事例とその効果など、具体的な取り組みの検討に資するさまざまな情報を提供することとしているところであります。今後、地域の実情に即した医療提供体制の構築に向け、調整会議における議論の活性化を図ってまいる考えであります。

次に、児童虐待の防止についてであります。児童虐待は、命の危険につながる権利侵害であり、その未然防止を図るため、育児の悩みや困窮など、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることが極めて重要と認識をいたします。

このため、道では、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村による子育て家庭への全戸訪問や乳幼児健診が全ての子どもに適切に実施されるよう、技術的支援を行うなど、道と市町村が一体となった防止対策に取り組んでまいったところであります。

道といたしましては、今後とも、必要な人員配置や専門研修の充実などによる児相の機能強化

に努めることはもとより、今般の国の緊急総合対策を踏まえ、都市部の相談体制を強化するため、道内の中核市と、児相の設置に向けた協議を行っていくほか、市町村が、妊娠期から子育て期までワンストップで親子を支援する子育て世代包括支援センターの設置を促進するなどして、子どもたちが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に全力で取り組んでまいります。

次に、障がい者雇用についてであります。国においては、今後、関係府省連絡会議のもとに、弁護士等の第三者も参画した検証チームを設置し、今般の事態について検証を行うとともに、国、地方公共団体による障がい者の活躍の場の拡大等について取りまとめを行うこととしているものと承知いたしております。

全ての事業主は、障がい者が地域の一員として、ともに生活できる社会の実現に向け、適切な雇用の場を確保する責務を有することとされているところであり、率先垂範すべき国において、制度の対象とならない者を多数計上していたことは、大変残念であるとともに、あってはならないことと受けとめております。

道といたしましては、今後とも、企業への要請はもとより、障害者就業・生活支援センターを通じた相談対応等により、本道における障がい者雇用が進むよう、取り組んでまいります。

次に、障がいのある職員の配置などについてであります。道では、これまでも、身体障がい者を対象とした採用選考試験により、112人の方を採用してきており、個々の職員の事情に適切に対応するため、配置先の配慮や勤務環境の整備、さらには、職場の理解の促進などに努めているところであります。

また、障がい者条例の趣旨も踏まえ、本年度の選考試験の実施も含め、引き続き、雇用の促進に努めるとともに、精神に障がいのある方々の採用に関しても、障がいの程度や特性に応じた働き方、職域の設定など、長期的、安定的に働き続けるために解決すべき課題について、関係機関や専門家からの助言も参考にしながら、検討を進めているところであります。

道といたしましては、今後とも、制度を所管する国における事態の検証も注視しつつ、一層の障がい者雇用の促進に努めてまいります。

次に、1次産業の振興に関し、まず、国際貿易交渉などへの対応についてであります。TPP11協定や日EU・EPAの発効に向けた手続きが進められ、農林水産物の関税の削減による需給緩和や価格低下などの影響が懸念される中、米国との新たな貿易協議が行われていますが、私といたしましては、農家等の経営が安定をし、本道の基幹産業である農林水産業が今後とも持続的に発展していくことが何よりも重要であると認識をいたします。

このため、生産コストの低減や省力化による競争力の強化を初め、担い手の育成確保や農地の大区画化などといった基盤づくり、農林水産物の高付加価値化やブランド力の強化による消費拡大などといった施策の展開に全力で取り組むとともに、いかなる国際環境下においても、本道の農林水産業の再生産が可能となるよう、必要な国境措置を確保するなどの万全な対応を適宜適切に国に求めてまいる考えであります。

次に、種子条例の制定に向けた今後の対応についてであります。本道農業が、我が国の食料

の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農産物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であると認識をいたします。

道といたしましては、こうした考え方のもと、地域からの意見などを幅広く聞くとともに、審議会や議会での議論を通じ、消費者が求める安全、安心な道産農産物の安定生産に資するものとなるよう、作物ごとの生産の状況などを踏まえ、検討を進めてまいる考えであります。

また、安全で優良な種子の安定生産と普及を図るためには、必要な予算の確保が重要であり、引き続き、国に対して、地方交付税措置が継続されるよう求めてまいります。

次に、道産食品の輸出についてであります。本道の食産業にとって、道内はもとより、国内の市場が最も重要な市場であると考えておりますが、懸念される国内市場の縮小に対応し、海外の成長力を取り込むためにも、国内外の需要を踏まえながら、道産食品の計画的かつ安定的な生産、供給に向けた取り組みにつなげていくことが重要であると認識をいたします。

このため、新たな戦略では、波浪に強い漁場づくりなど、1次産品の安定生産に向けた取り組みを継続するほか、海外のどさんこプラザの活用や商談会の開催による販路開拓、さらには、道産ワインの地理的表示を活用したプロモーション、衛生に関する国際認証の導入促進など、国内はもとより、海外の新市場に挑戦できる支援体制を充実させることにより、道内の生産者や加工業者のビジネスチャンスを広げ、担い手の育成を図りながら、道産食品の一層の輸出拡大に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に、漁業権の民間企業への開放についてであります。今般、国が示した漁業権の見直しでは、漁業者が水域を有効に利用している場合は、その継続利用を優先するとの考え方が示されており、本道においては、漁業協同組合が中心となり、長年にわたり漁場の円滑な利用調整が行われ、漁業者は、安心して漁業を営み、経営を維持しているものと認識いたします。

道といたしましては、今般の水産政策の改革に当たり、国に対し、本道漁業の実態に即した制度となるよう申し入れるほか、企業が参入する場合にあっても、これまで漁協が果たしてきた役割を十分尊重するとともに、資源の利用や雇用の維持など、地域が主体となった制度となるよう、引き続き、関係団体と連携をして取り組んでまいる考えであります。

次に、新たな森林管理システムについてであります。森林経営管理法の制定などにより、市町村の役割が増す中、道内の市町村においては、林業の担当職員が少ないことから、市町村が主体となって、放置された森林の整備を行う新たなシステムを円滑に進めていくためには、道が積極的に支援していくことが必要と考えます。

このため、道といたしましては、新たに発生する、所有者の意向把握などの事務について、市町村の負担が軽減されるよう、専任職員の雇用や近隣市町村との共同実施、さらには、森林の所有者、境界などの情報を取りまとめた林地台帳の整備や活用に向けて指導助言を行うとともに、市町村と連携し、林業事業者への森林経営の委託を進めるなど、地域が一体となった森林の適切な整備と管理に向けて支援してまいる考えであります。

次に、経済・雇用対策に関し、人材確保対策についてであります。深刻化する人手不足に対

応するためには、地域からの人材流出を防止し、道外から人材を積極的に呼び込むなどして、幅広い業種にわたる人材の確保を図っていくことが重要であります。

このため、道では、若者の道内定着、道外からの人材誘致、外国人材の活躍促進の三つをテーマに、産業や職業の理解、インターンシップによる経験、道内企業とのマッチングや職場定着といった各段階に応じた取り組みを、人材確保に向けた連携事業として推進しているところであります。

これらの事業の実施に当たっては、道内企業の魅力をPRするイベントの開催や、農林漁業、建設業でのインターンシップの受け入れ、移住希望者への仕事や暮らしの情報提供などについて、関係部局の施策、ネットワークを相互に活用するなど、連携を密にし、1人でも多くの人材の確保が図られるよう、全庁が一体となって取り組んでまいります。

次に、IRについてであります。今般設置した有識者懇談会は、誘致の是非を議論する場ではなく、本道にふさわしいIRのコンセプトや候補地、依存症対策など、IR誘致の判断を行うに当たり必要な課題について御意見を伺うため、IRに賛成、反対の立場に関係なく、地域振興、国際観光、精神医療など、各分野に精通する方々を構成員として選任したところであり、変更や追加は考えておりません。

これまで開催した2回の懇談会では、明確な反対意見はないものの、依存症などの社会的コストやマイナスイメージに留意すべきといった慎重な御意見もいただいているところであり、道といたしましては、道議会での御議論はもとより、懇談会を初め、各界各層の方々の幅広い御意見をお聞きしながら、IRに対する基本的な考え方を取りまとめていく中で、誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、北方領土に関し、まず、プーチン大統領の発言についてであります。先日、ウラジオストクで開催された東方経済フォーラムにおけるプーチン大統領の発言を受け、安倍総理は、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという我が国の方針に変更はないとの考えを示したものと承知いたしております。

私といたしましては、政府は、引き続き、これまでの方針のもと、平和条約の締結に向けた取り組みや交渉を進めていくものと認識するものであり、今後とも、北方領土隣接地域等との連携を図りつつ、北方領土問題の早期解決に向け、粘り強く返還要求運動に取り組んでまいります。

次に、北方四島での共同経済活動についてであります。一昨年末の日ロ首脳会談における協議の開始以来、道では、共同経済活動等に係る国への要請を行ってきており、これまで、水産業に関しては、隣接地域の意見を踏まえながら、増養殖や共同漁業の実施など、四島周辺の水産資源の持続的活用を考慮した取り組みを要望してきているところであります。

また、国から隣接地域への情報提供については、道といたしましても、国にその必要性を訴えてきたほか、これまで、節目節目に、外務省職員が直接現地に赴き、情報提供や意見交換を行う場の設定に努めてきたところであります。

私といたしましては、共同経済活動には、これまで四島との往来の窓口を担ってきた隣接地域

の皆様方の御意向が反映され、地域の振興に資するものとなることが重要と考えるものであり、今後とも、共同経済活動に係る両国間の協議の進捗を注視しながら、国に必要な働きかけを行うとともに、隣接地域が求める情報を得ることができるよう、道としての役割を積極的に果たしてまいります。

次に、災害対策に関し、まず、利水ダムにおける洪水対応についてであります。利水ダムは、本来、事業者が発電や水道水の供給などを目的として設置した、洪水調節機能を持たない施設であります。近年の降雨の状況などを踏まえ、こうしたダムを活用した、洪水被害の軽減を図る取り組みは重要と認識いたします。

このため、ダムの放流により影響が考えられる地域については、ダム管理者や関係市町村、河川管理者などから成る会議を設置し、洪水時のダム操作、放流の際の情報伝達について意見交換を行ってきており、新たに、一部のダムにおいては、雨量や台風の進路など、一定の気象条件が予測される場合、事前に水位を低下させる運用を開始したところであります。

道では、今後とも、ダムの管理者を含め、市町村や関係機関などがより一層連携を強化し、このような取り組みを通して、洪水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害廃棄物の処理に対する道の役割などについてであります。道では、本年3月に、国、道、市町村、事業者それぞれの役割や、災害廃棄物の処理に係る道の基本的な考え方等を北海道災害廃棄物処理計画として取りまとめたところであり、道の役割として、災害の規模が大きく、膨大な量の廃棄物が発生した場合など、市町村みずからが廃棄物の処理を行うことが困難な場合には、近隣市町村など関係者による広域処理を調整するほか、地方自治法による事務委託を受け、処理を行うこととしているところであります。

道といたしましては、今後とも、積雪寒冷地である本道の特性や地域の実情を踏まえ、本計画に基づき、市町村計画の策定支援や、国、市町村、事業者などとの連携体制の強化に取り組むなどして、広域連携による災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が推進されるよう努めてまいります。

次に、公共土木施設の復旧についてであります。本年7月の豪雨では、とりわけ上川管内の多くの観測所において、降雨量が観測史上最大を記録するなど、平成28年8月の豪雨を上回ったことから、一部の公共土木施設で再度被害が発生したところであります。

このため、道では、大型土のうや仮道の設置、河道内の土砂掘削などの応急工事を完了させるとともに、国の協力のもと、災害査定を前倒しするなど、本格的な復旧に取り組んでいるところであります。

さらに、今回の被害状況を踏まえ、速やかな原形復旧はもとより、再び被害が発生しないよう機能の向上を図る復旧工法の採用についても、国や地域住民と調整を進めているところであり、引き続き、安全で安心な地域づくりに向け、全力で取り組んでまいります。

次に、民族共生象徴空間についてであります。道では、これまで、官民応援ネットワークに参画をする企業等の皆様方と連携しながら、全国知事会議など、さまざまなイベントにおいてPR活動を行ってきているところであります。このたびの内閣府の世論調査の結果を踏まえ、道

内はもとより、道外においても、象徴空間の開設やアイヌ文化について、一層の情報発信が必要と考えるところであります。

今年度は、よりPR効果を高めるため、全国的な発信力が期待できる方にアンバサダーとして御就任いただき、道内外でPRキャラバンを実施するとともに、開設500日前の12月にはカウントダウンイベントを行い、象徴空間の愛称を発表するなど、PR活動の強化を図ってまいる考えであります。

また、本道の強みである食や観光の分野とも連携しながら、教育旅行の誘致、広域観光の促進、さらには、先住民族の交流が期待できる海外でのプロモーションなど、より多くの皆様方に象徴空間を知っていただき、お越しいただけるよう、官民一体で積極的な取り組みを進めてまいります。

次に、100年記念施設周辺の再生構想についてであります。百年記念塔は、北海道100年記念事業の一環として、斬新なデザインと、当時の最新鋭の素材を活用して建設されたモニュメントであり、先人に対する感謝と躍進・北海道のシンボルとして、また、地域のランドマークとして親しまれてきたものと認識をいたします。

この記念塔に対して、周辺施設の利用者からは、存続を希望する意見が多い反面、全道のアンケート調査では、「解体もやむをえない」との意見も多く、道民の皆様方の間にさまざまな考えがあることは承知をいたしております。

道といたしましては、専門家の方々の意見を踏まえて検討してまいりましたが、塔の構造上、今後も老朽化の進展を完全に防ぐことは困難であり、今回、利用者の安全確保や将来負担の観点から、解体もやむを得ないと判断し、先人の思いを引き継ぎながら、未来志向に立った新たなモニュメントを設置することとしたところであります。

道では、年内をめどに構想を策定することとしており、道議会での御議論やパブリックコメントで道民の皆様方からの御意見も伺い、丁寧に対応してまいる考えであります。

最後に、世界遺産登録に向けた取り組みについてであります。去る7月、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産の推薦候補に選定されたことを受け、遺跡のある道内の関係市町を中心に、登録に向けて期待が一層高まっているところであります。

世界遺産登録に向けては、これら関係市町のみならず、道内各地の多くの方々に、縄文文化の魅力と価値を理解していただき、機運をさらに盛り上げていただくことが、今後の大きな力になるものと考えているところであります。

このため、道といたしましては、道内の27の市町で構成される縄文のまち連絡会や、経済界を初めとした民間の方々に構成される北の縄文道民会議など、道内で幅広く活動されている方々と、これまで以上に連携を強め、全道総決起大会やフォーラムを開催するなど、官民が一体となって、オール北海道で世界遺産の登録を目指してまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）交通政策などについてお答えをいたします。

初めに、JR北海道への支援に関し、持続的な鉄道網のあり方についてであります。道が本年3月に策定をいたしました交通政策総合指針におきましては、根室線の富良野—新得間について、輸送密度が極めて小さい状況にあるものの、全道をめぐる観光列車の運行に向けた地域の動きや、近年頻発する自然災害への対応の必要性などを踏まえ、道議会での御議論をいただきながら、他の公共交通機関との連携、補完、代替も含めた、利便性の高い最適な公共交通ネットワークの確保に向け、地域における検討協議を進めるとの考えをお示ししたところでございます。

指針における鉄道網のあり方は、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を全道的な観点からお示したものでございまして、道といたしましては、引き続き、指針の考え方に基づき、実情を踏まえた最適な公共交通体系のあり方について、地域の皆様とともに十分な議論を尽くしてまいりたいと考えてございます。

次に、空港運営の民間委託に関し、今後の取り組みなどについてであります。本年4月に公表いたしました民営化の募集要項及び選定基準では、応募者に対し、本道の航空ネットワークの充実強化や広域観光の振興など、地域経済の活性化につながる提案を求めているほか、第2次審査におきましては、こうした内容について各空港に等しく配点をいたしますとともに、各空港の所在地の自治体等からも審査委員を加え、個別に審査、評価を行うなど、さまざまな形で地域の意向が反映される仕組みといたしているところでございます。

今後は、こうした選定手続における事業者への情報提供を初め、競争的対話などを通じ、各空港が置かれている状況、本事業に対する道や地元の考え方について丁寧に伝えるなどいたしまして、すぐれた提案を行った意欲ある事業者の選定に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、災害対策に関し、まず、土砂災害対策についてであります。土砂災害から地域住民を守るためには、施設整備などのハード対策はもとより、警戒避難体制の充実強化などソフト対策は大変重要であると認識をいたしているところでございます。

道では、土砂災害警戒区域の調査対象となっている1万1800カ所のうち、昨年度末までに7割程度の基礎調査を完了し、本年8月末で5割程度の区域指定を行っております。

道といたしましては、市町村との連携を一層強化し、住民の方々の理解を得ながら、西日本豪雨による被害を踏まえ、できる限り早期の区域指定に取り組みますとともに、市町村に対し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な基礎資料の提供などの支援を行うほか、災害が発生した箇所など、緊急性の高いものから施設整備を進め、ハード、ソフトの両面から土砂災害対策を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、ダム放流時の情報伝達についてであります。ダムの放流に伴い、下流に急激な水位の変動を生ずる場合、ダム管理者は、あらかじめ定めた操作規則に基づき、市町村や関係機関に通知するとともに、沿川の住民等への周知を行うこととされているところでございます。

通常、ダム下流の沿川の住民等に対しては、サイレン等による周知を行っているところでござ

いますが、国は、本年7月の西日本豪雨時の状況を踏まえ、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行っております。

道におきましても、こうした国の動向を注視いたしますとともに、洪水対応演習などを通して、平常時から市町村や関係機関との連携強化を行うなど、沿川住民の方々の安全確保のため、不断の見直しを行ってまいります。

最後に、中小河川の対策についてであります。一昨年8月の台風、ことし7月の豪雨により、河川の上流部や支川においても洪水被害が発生しておりますことから、道では、流域全体の治水対策を早急に推進していくことが重要であると認識いたしているところでございます。

このため、上流部などで繰り返し浸水被害が発生している区間におきましては、早期に河川の安全度を向上させるため、先行して暫定的な掘削を実施しているほか、現状の水害リスク情報や河川の整備状況等を国や市町村などと共有するため、昨年6月から、振興局など地域ごとに減災対策協議会を設置し、ハード・ソフト対策に取り組んできているところでございます。

道といたしましては、今後とも、道民の皆様方の生命や財産を守る河川整備に必要な予算の確保を図りますとともに、この協議会を活用するなどして、地域との連携を一層強めながら、防災・減災対策をより計画的、一体的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事阿部啓二君。

○副知事阿部啓二君（登壇）初めに、台風21号による被害状況などについてであります。今月4日から5日にかけての台風に伴う暴風雨により、転倒などにより負傷された方や住家の一部損壊が生じたほか、停電、道路の通行どめ、JRの運行など、各般にわたり道民生活への影響が生じたところでございます。

特に、このたびの台風は、強風を伴ったことから、ビニールハウスの倒壊や果実の落下など、農業分野を中心に産業被害も発生したところであり、道といたしましては、市町村や関係機関などと連携をいたし、被害状況の把握に努めるとともに、国に対して必要な要請を行うなど、復旧に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、1次産業の振興に関し、まず、北海道食の安全・安心基本計画についてであります。経済のグローバル化や担い手不足等の課題に直面する中、本道農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、生産力を一層強化しながら、消費者が求める安全、安心な食料の安定供給を進めていくことが重要となっております。

このため、道といたしましては、生産基盤の整備や多様な担い手の育成などとあわせ、北海道食の安全・安心基本計画に基づき、食の安全、安心に関する施策を計画的に推進しているところでございます。

こうした中、国は、国際競争力の強化や、食品の流通加工業の動向等に対応するため、GAPの導入などを推進しており、道といたしましては、こうした情勢の変化や課題等を踏まえつつ、家族経営を初めとした担い手の皆様、新たな取り組みについて段階的に取り入れながら、意欲

を持って、安全、安心な農畜産物の生産に取り組めるよう、新たな計画を検討してまいります。

次に、長雨等による農作物への影響に係る対応についてであります。本年は、6月中旬からの長雨及び低温により、水稻を初め、豆類などの生育がおくれるとともに、飼料作物の収穫にも大きな影響が生じたところであり、その後、天候の一部持ち直しもありましたが、総じて平年より生育がおくれているところがございます。

こうしたことから、道といたしましては、収量、品質を少しでも確保していくための、農作物の収穫適期に向けた指導とともに、酪農などでは、自給飼料の栄養価を高める技術対策に取り組んでいるところがございます。

また、今後、JAなどとも連携しながら、経営への影響を大きく受ける農家の把握とともに、状況に応じた資金の活用など、来年に向けた営農技術対策に万全を期してまいります。

次に、経済・雇用対策に関し、まず、最低賃金の引き上げについてであります。最低賃金制度は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たすものであります。

一方で、最低賃金の大幅な引き上げは、道内の中小企業の経営基盤に少なからず影響を与えることが懸念されることから、道といたしましては、中小企業の経営体質の強化を図るため、新商品の開発や販路の開拓はもとより、業務の効率化といった生産性の向上に向けた支援を行うとともに、国に、企業への助成制度の拡充を要望するなど、最低賃金の履行の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年10月策定の働き方改革推進方策に基づき、本年度は、優良事例の収集、発信や、新たな企業認定制度の創設などにより、企業の意識の醸成を図ることとしており、より多くの企業において、賃金の引き上げなど、就業環境の改善が進むよう取り組んでまいります。

次に、大卒者等の採用・就職活動についてであります。大卒者等の採用選考に関する指針の廃止については、企業活動のグローバル化などといった環境変化の中、新卒一括採用を前提とした採用選考のあり方についても見直していく必要があるとの考えが背景にあると認識をいたしております。

一方、指針の廃止は、採用選考の早期化や長期化、学生の本分である学業への支障や、地方の学生の負担の増加、中小企業の採用活動への悪影響などが懸念をされるところでございます。

今後、採用・就職活動のあり方については、国の未来投資会議の場で議論されるものと承知をしており、道といたしましては、学生の学業や中小企業に対する影響への配慮など、道内の中小企業の関係団体の要望を国に伝えるとともに、大学等と連携したジョブカフェにおけるカウンセリングの実施や、U・Iターンを希望する学生に対する道内企業の情報発信等により、大卒者等の本道での就職の促進に組んでまいりたいと考えております。

次に、災害対策に関し、まず、河川ハザードマップの整備の状況などについてであります。国の調査では、昨年3月末時点において、洪水による浸水被害のおそれがある道内の140の市町村のうち、133の市町村がハザードマップを整備し、市町村ごとに、ホームページへの掲載や配

付などにより、住民の方々に対する周知に取り組んでいるところでございます。

一方で、平成27年の水防法の改正に基づく想定し得る最大規模の洪水に対応したハザードマップを整備している市町村は4自治体にとどまっているところでございます。

このため、道といたしましては、ハザードマップを適切に整備するよう、各種会議を活用し、市町村に対して作成を促すとともに、防災訓練などにおいて、ハザードマップを活用し、避難警報の発令を想定した避難訓練を繰り返し実施するなどして、洪水のおそれがある場合において、住民の皆様が適切な避難行動をとれるよう取り組んでまいります。

次に、災害時における個人情報取り扱いについてであります。災害対策基本法においては、災害による被災者の安否に関する情報は、都道府県または市町村が、被災者の権利、利益に配慮した上で提供することができることとされており、道では、地域防災計画において、被災者の同意を得た場合などに安否情報を提供できると定めているところでございます。

また、災害時における被災者氏名の公表については、御本人や御遺族の意向に加え、地元市町村の考えを尊重しながら対応してまいります。

次に、外来種問題に関し、まず、ヒアリ対策についてであります。道では、昨年6月に国内で初めてヒアリが確認されて以降、全市町村に対し、ヒアリの見分け方や刺されたときの処置など、住民からの問い合わせに対応するための情報提供のほか、ホームページを通じ、道民に対する周知を行ってきたところでございます。

また、コンテナで運搬される輸入品や、その運搬にかかわる事業者に関しては、北海道開発局と連携し、港湾管理者等を通じ、ヒアリ確認の協力依頼や被害防止の注意喚起を図ってきたところでございます。

道といたしましては、今回の道内でのヒアリの確認状況を踏まえ、港湾がない市町村も含め、道民への一層の情報提供に努めるとともに、引き続き、国や市町村と協力しながら、国際貨物の搬入がある道内の全ての港湾、空港の関係者はもとより、コンテナを取り扱う事業者に対して必要な情報の周知を図り、ヒアリによる被害の防止に万全を期してまいります。

最後に、北海道ブルーリストについてであります。道では、外来種問題への道民の理解、関心を深め、道内における外来種の影響や実態を知っていただくため、北海道の外来種リストであるブルーリストを作成しているところでございます。

ヒアリは、道民の関心が高く、緊急的な措置が必要なことから、これまでも広く情報提供に努めているところでありますが、今回、道内において生きた個体が確認されたことを踏まえ、ブルーリストへの追加について検討しているところでございます。

外来種は、ヒアリを含め、道内への侵入経路や生息地の拡大などの状況変化があることから、現在、リストの改定に向けて、哺乳類、昆虫類、植物など八つの生物分類ごとに、販売店などの流通状況や参考文献の調査、専門家の意見の集約を順次進めているところであり、取りまとめ次第、公表してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）民主・道民連合の北口議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、胆振東部地震に関し、被災した児童生徒の心身のケアについてであります。災害発生時においては、児童生徒の心身にさまざまなストレス症状が起こり得ることから、被災後、速やかに、児童生徒の健康状態の把握、健康相談、学校医やスクールカウンセラーと連携した迅速な対応が大切であります。

このため、道教委では、特に被害が大きかった地域にスクールカウンセラーを派遣し、教員が、児童生徒の様子を的確に把握し、寄り添いながら変化に気づくことができるよう、教員向けの研修や個別相談を実施するとともに、スクールカウンセラーが、直接、避難所を巡回し、児童生徒の状況を把握してまいりました。

現在、被災した町の教育委員会や学校等と連携して、児童生徒の一人一人のカウンセリングを継続して実施しており、今後、学校や児童生徒の状況を踏まえて、スクールカウンセラーをさらに派遣するなど、被災した児童生徒が不安を抱えることなく学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心身のケアの充実に努めてまいります。

次に、教育課題に関し、まず、働き方改革に係るアクション・プランについてであります。道教委では、教員の働き方改革を進めるため、本年3月にアクション・プランを策定し、学校閉庁日の設定、部活動休養日の完全実施、勤務時間外の職員会議の見直しなどに取り組んできたところでございますが、それぞれの学校において実効あるものにするためには、働き方改革に対する管理職の意識の徹底が必要であると認識しております。

今後、今月末の上半期までの学校や市町村教委での取り組み状況について調査するほか、学校現場の管理職や教員から実情について聞き取りを行うとともに、有識者等で構成する時間外勤務等縮減推進会議から意見を伺うなどして、会議や研修の持ち方を含め、これまでの取り組みについての分析、検証を行い、今後の改善やプランの見直しを検討してまいります。

次に、変形労働時間制などについてであります。現在、国の中央教育審議会では、勤務時間制度のほか、教員の負担軽減のための学校運営のあり方について議論を行っており、年間変形労働時間制については、制度的検討の際の選択肢の一つとしているものと承知しております。

道教委では、子どもたちが登校し、授業のある課業期間と、子どもたちが登校せず、授業のない長期休業期間とでは教員の業務量に差があると認識をしております。今後とも、課業期間と長期休業期間を含めた労働時間管理を弾力的にできる変形労働時間制の導入について国に要望するとともに、現場のニーズに沿った取り組みの検討も必要と考えております。

また、教職調整額についての中教審での検討では、見直しに賛成の意見がある一方、慎重な意見もあるなど、さまざまな視点から議論がなされており、道教委としては、教員の勤務の特殊性や児童生徒の学びの質を担保するために、持続可能な勤務環境のあり方も考慮し、引き続き議論が行われることが大切であると考えております。

次に、部活動指導員についてであります。道内の中学校や高等学校等の部活動の中には、そ

の部活動の指導経験がない教員が、学校の事情により顧問となっている場合などもあり、道教委では、今年度から、専門的な知識や技能を有する部活動指導員を、希望する道立学校に配置するとともに、中学校については、配置を希望する市町村教育委員会に対して財政支援を行うなどして、部活動指導の体制の充実に努めているところであります。

部活動指導員は、教員の部活動指導に係る負担の軽減はもとより、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化活動等に親しむ基礎を培うことや、生徒に過度の負担をかけない効果的な指導などを期待し、配置するものであります。道教委としては、部活動指導員の配置による効果等の検証を行うとともに、学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、市町村教育委員会や道立学校の配置希望の状況などを把握しながら、積極的に活用していく考えであります。

次に、部活動のあり方についてであります。学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒自身が部活動を通して自己肯定感を高めるなど、多様な学びの場として、教育的意義が大きいものと認識しております。

私は、部活動は生徒の視点に立って行われることが重要であると考えており、競技力や技能の向上を目指すのか、スポーツ、文化等を仲間とともに楽しむことを優先するのかといった活動目的を考えたり、そのためにどういった活動内容とするのかを考えるなど、生徒みずからが、顧問と円滑にコミュニケーションを図りながら、より主体的に部活動を展開できるよう、市町村教育委員会や道立学校長などに対して指導助言をしております。

最後に、教員不足への対応についてであります。道教委としては、学校において生じている欠員に対し、期限つき教員を採用するほか、時間講師の任用や、他の学校種の免許所有者に対して臨時免許を発行して任用するなどの対応をしているところであります。

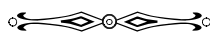
しかしながら、こうした対応を行っても欠員が生じている学校においては、管理職等がかかわって授業などを分担することになるため、学校運営に少なからず影響があるものと考えており、教員不足の解消は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、道教委としては、より多くの方々に教員を希望していただけるよう、健康で生き生きと勤務できる環境の整備に努めるとともに、引き続き、教員養成課程がある大学への、教員確保のための教員志望者の推薦依頼や、一定期間勤務した期限つき教員等を対象とした特別選考検査の実施、さらには、教員採用検査の受検者の利便性を考慮した、道外を含めた検査会場の設定などについて、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩



午後3時31分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

北口雄幸君。

○65番北口雄幸君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事、教育長から答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

まず、胆振東部地震及び災害対策についてです。

災害対応について、道では、発災後、直ちに災害対策本部を設置し、さまざまな対策に取り組んできたとのことであり、関係部局の職員は、今も、日夜、御尽力されていると承知をしております。

今回の地震は、これまで経験したことがない震度が、震源地はもとより、全道各地で甚大な被害をもたらし、道民の暮らしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じているため、関係機関との連携はもとより、出先機関も含め、道庁内の多くの部局が連携して対応に当たっています。

さて、知事は、今回の災害への対応に当たって、知事みずからの初動体制も含め、道庁内の体制は十分であったと考えているのか、部局間での役割分担や情報伝達などに問題はなかったと考えているのか、所見を伺います。

また、いまだ多くの皆様が、避難所を初め、自宅などにおいて厳しい生活を余儀なくされています。被災者の皆様の声を十分にお聞きしながら、より丁寧な対応が求められており、一日も早く日常生活を取り戻すよう、被災者の皆様への支援を行う必要があります。

こうした被災者の皆様への対応や知事自身の行動も含め、今後、どのように対応しようとするのか、所見を伺います。

電力供給について、知事からは、電力事業者としての北電の責任は極めて重いとの答弁がありましたが、北電の責任だけではなく、北海道のエネルギー政策を推進する上で、道としても対応のおくれがあった、つまりは、政策の失敗があったのではないかとの疑念が残ります。

今回の道内全域の停電について、道としての責任はどうかと考えているのか、知事の所見を伺います。

また、今回のような電力供給の不安定な状況が続けば、電力料金の値上げも懸念され、今後さらに、道民の暮らしや経済社会活動に重大な影響を与え、道民を初め、特に中小企業に大きな負担を強いるおそれがあります。

知事からの答弁では、道としても、こうした事態を再び生じさせないように、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、エネルギーの安定供給に向けて取り組むとのことですが、スピード感を持って迅速に対応していかなければならないというのは言うまでもありません。

今後の電力需給の見通しはどうなっているのか、道は、いつまでに検証を行い、どのような対策を講じるつもりなのか、知事の所見を伺います。

ガソリン等の供給について、道としては、国や関係機関と連携し、非常時電源の確保に関する課題の把握、分析に努めながら、国の支援策の活用などを含め、必要な対策に取り組んでまいるとのことですが、そんな悠長に構えているのではなく、直ちに行うべきだと考えます。

課題の把握、分析はいつまでに行うのか、知事の所見を伺います。

また、国の支援策の活用とは、具体的にどのような内容なのか、道としても、非常時における電源設備の購入への補助など、業界と連携して具体的な対応を早急に行うべきでありますし、ライフラインである浄水場への対応、石油コンビナート、製油所との連携構築などに取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

外国人観光客への災害時の対応について、今回さまざまな課題が浮き彫りになりました。被害の状況やライフラインの状況など、外国人向けの情報発信が不足しており、避難所でも、誘導を含め、外国語での対応が困難でありました。

こうした事態は、ある程度予測できたものであり、札幌市との連携も含め、これまで備えを怠っていた道行政の責任は重いと言わざるを得ません。

このような事態を踏まえ、今回のような災害時においても、外国人観光客の安全、安心を確保するため、情報発信の充実を含め、受け入れ体制を早急に見直すよう強く指摘しておきます。

道が9月15日現在で取りまとめた観光被害額は292億円となっており、とりわけ、宿泊施設のキャンセルによる影響が最も多く、117億円となっています。早急に対策を講じなければ、風評等による予約のキャンセルや道内観光の手控えなどにより、被害額はさらに拡大するおそれがあります。

道内の観光の復興に向け、割引つき旅行プラン制度の早期かつ大規模な創設や、誘客プロモーションなど、早急に対策を講じていくべきと考えます。

知事自身の行動を含め、今後、どのように対処していくのか、知事の所見を伺います。

台風21号の被害状況を伺いましたが、ビニールハウスの倒壊など、農業分野を中心に産業被害も発生したとのことであります。また、道有財産である北海道開拓の村も大きな被害が生じていると承知しています。

今後とも、被害状況の全容把握に努めるとともに、復旧への迅速な対応を行うよう強く指摘します。

西日本豪雨に関して、河川ハザードマップの整備状況を伺いましたが、整備が進んでいないとの答弁でありました。西日本豪雨の状況を踏まえると、重要な河川だけではなく、中小河川についても十分な検討が必要であります。

ハザードマップの整備、住民への周知等を市町村任せにすることなく、道が積極的に取り組んでいくべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

また、ハザードマップの整備は、土砂災害警戒区域の指定を踏まえる必要があることから、道は、少しでも早期に指定が行えるよう、最大限、取り組みを加速するよう指摘します。

加えて、洪水が予想される場合の利水ダムの活用について、関係者との連携のもと、可能な限り進めるとともに、河川等の公共インフラについては、台風等によって再度被害が生じないように、機能向上も含めた復旧工法も含め、災害への備えを強化するよう指摘いたします。

次に、知事の政治姿勢についてであります。

道政運営の総括について、本道が置かれている現状認識を伺いましたが、知事の答弁からは、人口減少に対する認識を初め、危機感が全く感じられません。また、喫緊の課題に対し、スピード感を持って早急に対処していこうという意気込みも感じられません。

高橋道政の15年の評価について、知事からは、本道が有する多様な資源を最大限生かしながら、各般の施策に積極的に取り組んできたとの答弁でありました。4期15年間の総括を伺ったにもかかわらず、抽象的で何ら具体性がない言葉であり、知事自身の思いは全く伝わってまいりません。これでは、知事は、15年間、漫然と道政運営をやってきたと指摘せざるを得ません。

これまでの15年間のみずからの道政運営の成果や反省点をどのように評価しているのか、改めて知事の所見を具体的に伺います。

道政執行について、知事からは、道政の推進に、日々、全力を尽くしてまいるとの答弁があったものの、知事のこれまでの行動が全く伴っていないのは非常に残念であります。仮に、この答弁のとおりであるならば、道政のさまざまな課題が残されている中、たとえ他薦であったとしても、参議院議員選挙の候補者となることを固辞すべきであったのではありませんか。

今年度は知事の任期の最終年度であり、残された時間はわずかではありますが、道政課題の解決に向け、中途半端にせず、やり切ったと言える姿勢を道民に示すべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

知事の政治姿勢に関して、人口減少問題について伺いました。答弁では、全国よりも10年早く、人口減少の局面に入っているという現状認識はあったものの、具体的な対策がおくれたと指摘せざるを得ません。

そもそも、知事としても人口減少問題に対して重い腰を上げたのは、2014年に、日本創成会議の人口減少問題検討分科会における検討結果、いわゆる増田レポートが発表され、道内にも消滅自治体が多数存在することが明らかになったからではありませんか。

現実に、同じ年である2014年9月に第2次安倍政権が誕生し、突如、地方創生を掲げ、これを受けると、道庁内にも同年10月に対策本部が設置されているのです。

このように、1998年から人口減少の傾向に転じながら、この間しっかりとした対策をとってこなかったことが、結果として、全国を上回る人口減少につながっているのであり、その意味で、北海道のリーダーである知事の責任は大きいと指摘せざるを得ません。

課題ばかりが山積しているという現状を把握し、まだまだ成果も上げられていないと、知事自身の認識を改めるべきですが、その認識を伺います。

その上で、早急に創生総合戦略の計画期間を前倒しし、抜本的に見直しをすべきと考えますが、改めて知事の所見を伺います。

また、農家戸数の減少についても、国が進める大規模化や効率化に向けた政策をそのまま垂れ流すように地域に持ち込んだ結果、わずか15年間で4割も減少したのであり、その認識が希薄であったと指摘せざるを得ません。

私は、もうこれ以上、農家戸数を減らさないことを政策の柱に据えて、新規就農者対策などの

担い手支援をしっかりと行い、小規模農家や家族経営の農家がいつまでも営農を続けられる環境整備を進めることが重要と考えます。

そこで伺いますが、3万6000戸までに減少した道内の農家をもうこれ以上減らさないための知事としての覚悟と決意を伺います。

次に、JR北海道への支援について伺います。

JR北海道への国の支援について、平成32年度までは、国鉄清算事業団の債務等に関する処理法の規定に基づいて、国の責任において支援を行い、33年度以降については、国がJR北海道への支援の方向性を示し、それに基づくJR北海道の経営計画に沿って、地域を含めた支援策について協議すべきと提案しましたが、具体の答弁はありませんでした。

全国的な理解や法の裏づけなどの重要な課題のクリアが必要なことは理解しつつも、JR北海道に求めている「経営再生の見通し」（案）をより正確なものとするには、前提条件を明確にする必要があると考えます。

JR北海道の経営再生の見通し、国の具体の支援、道及び沿線自治体の支援について、道の基本的な考え方やこれまでの協議の状況は何ら変わらないものであります。

知事の実行力が問われたこの間、国からは、一部支援の方向性は示されましたが、一体、何を検討協議し、成果として何が得られたのか、何ら見えてこない状況について、知事の認識を伺います。

また、支援の認識について国と乖離はないのか、今後、どう対応するのか、あわせて伺います。

また、輸送密度が200人未満の線区にかかわり、交通政策総合指針における鉄道網のあり方について伺ったところ、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を全道的な観点から示したものであり、道として、引き続き、指針の考え方に基づき、実情を踏まえた最適な公共交通体系のあり方について、地域の皆様とともに十分な議論を尽くしてまいるとの答弁でありました。

地域と十分な議論を尽くすと言うのでありますが、指針で示したものを一体どのように実現しようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、地域医療の確保について伺います。

知事の答弁では、地域医療構想に関する説明会を開催するなどして、さまざまな情報を提供し、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図っていくとしていますが、各地域での医療資源の状況や人口構造の推移などが異なると、抱える課題も変わることから、当然、議論の状況や議論の内容も異なっていくものと考えます。

したがって、21圏域について同じペースで議論を進めることは困難と思われ、先行して議論を進める地域をつくり、その成功事例を他の地域に広めていくことも必要と考えます。

そこで、先行して議論を進める地域については、道において、より積極的にかかわり、より具体的に、そして必要な支援を行い、地域とともに議論を積み重ねながら対応を進めるべきと考え

ますが、知事の所見を伺います。

次に、障がい者雇用について伺います。

障がい者の雇用を促進しようとする背景には、共生社会の理念があります。

知事は、一昨年年第1回定例会で、障がい者雇用について、庁内が一丸となって取り組んでいくと答弁していますが、今回の対応でも、庁内の各部局の縦割りの対応が続いていることを見れば、共生社会の理念がどこまで共有されているのか、何が一体で庁内一丸なのか、疑問であります。

そもそも、障がい者の雇用を数字や比率で扱うこと自体が差別であるとの声もあるのです。

道は、全国に先駆けて、障がい者の権利を守る条例を制定し、その中には就労支援もうたわれております。それ以来、9年も経過しております。

障がい者の雇用を広げていく取り組みが、単なる雇用政策、労働政策の一環として位置づけられ、共生社会の実現とはほど遠いものになってはいないでしょうか。

知事の、共生社会への考え方を改めて何うとともに、障がい者の雇用を促進するに当たって、どのように庁内が一丸となって取り組もうとするのか、所見を伺います。

次に、国際貿易交渉について伺います。

米国のトランプ政権は、自国優先の貿易ルールづくり直しを進めており、一方、安倍政権も、国際貿易交渉については前のめりな姿勢で取り組んできており、またもや秘密裏に進められている日米通商交渉対話への懸念は根強いものがあります。

ところが、先ほどの答弁は、今や全くの骨抜きにされている国境措置の確保を言うなど、状況の悪化に対応しようとしらないものです。地域や、農業を初めとする産業を守る姿勢が見えておりません。影響が懸念されると、型どおりに言って済ませるのは、余りに冷淡な姿勢であります。

T P P、日米交渉等を危惧する道内の意見、要望を取りまとめ、地域や産業を守る明確な姿勢を国に主張していくべきことを重ねて求め、知事の所見を伺います。

次に、道産食品の輸出についてであります。

目標である1000億円が達成できそうもないのに、道外経由を含めることで目標を1500億円に置き直すことの妥当性をめぐる議論が、ここしばらく重ねられてきております。

我が会派は、道民や地域が苦勞しながら産品を輸出する努力を重ねているのに、いわば知事のパフォーマンスで数字を押しつけ、振り回すようなことはやめようと主張してきているのであります。

新たな戦略の真っ先なものとして、波浪に強い漁場づくりが答弁されるなど、引き続きホタテが何より頼りの組み立てでしかありません。

数値目標を置き直すのであれば、品目別、地域別など、詳細な目標の内訳を示すべきと考えるものですが、知事の所見を伺います。

次に、人材確保対策についてであります。

庁内的には、人材確保対策推進本部の設置などにより、各部局の連携体制が強化され、答弁に

あったように、諸般の取り組みに生かされていくことになると思いますが、今後、人材確保がより厳しくなることを想定するならば、道内の経済団体や大学などの教育機関、地域の目線での自治体など、人材確保に欠かせない、より広範な各団体、機関との連携が鍵となります。

この点で、人材確保対策を、全庁的な体制の強化から、全道的な体制の構築、強化へと進めていくことへの知事の所見を伺います。

次に、道内の大学生、短大生の就職活動についてであります。

大学生、短大生の採用選考に関する指針の廃止について伺ったところ、今後のあり方については、道内の中小企業関連団体の要望を国に伝えると、他人ごとのような答弁でありました。

人手不足を背景とした売り手市場で、かつ、本道出身の学生の道外志向が強まっており、道内企業では、募集しても採用できないケースが増加しています。

知事は、焦燥感を強める道内企業に寄り添う立場で、地場を支える企業に対する人材供給を困難にさらさぬよう、就活ルールの見直しに関しては、その方向性が確定してしまう前に、しっかりと独自の考えを持って対応すべきではありませんか。再度、知事の所見と今後の対応を伺います。

次に、IRについてであります。

有識者懇談会の構成員には、それぞれの分野に精通している方々を選任したとのことですが、なぜ反対している方を入れなかったのかとの質問には全く答えていません。

懇談会の位置づけが、IR設置を前提としたものではないのであれば、賛成の態度を明らかにした有識者だけが入ること自体、公平性を欠くのではありませんか。

その認識と、改めて、反対する立場の有識者も加えることを求めますが、所見を伺います。

法定外目的税の導入の検討に際しては、観光審議会が正式に答申したにもかかわらず、なお道民に対する説明が足りないとして、知事は結論を先送りしたのです。

IRに関する有識者懇談会では、設置の是非に関する意見の取りまとめを行わないとのことですが、その結果だけをもとに知事は判断するのか、あるいは、道民に意見を聞いた上で判断するのか、そのプロセスとスケジュールについて伺います。

次に、北方領土問題についてです。

このたびのフォーラムの内容や発言については、道が問い合わせるまで、政府から何も連絡がなかったとのことでもあります。

これまでも、四島交流事業や北方四島での共同経済活動などの情報不足について、元島民、北方領土隣接地域から強い不満が出ていますが、今後の交渉においても、外交問題ということを経由に、ないがしろにされることを強く危惧しております。

北方領土返還に関して、交渉の前段における道との意思疎通、また、交渉内容の速やかな情報提供、そして、領土返還に係る今後の進め方、国と道との協議の場の設置を求めることなど、国に対して道の強い姿勢を改めて示すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、教育長に伺います。

教員の多忙化の解消については、現状でさえ、職員会議や校内研修が勤務時間外でも行われている実態があること、2年後の新学習指導要領の完全実施に向け、授業時数の増や、新たな教科の導入による研修機会の増加など、ますます多忙化をきわめる学校現場では、働き方改革に対する管理職の意識の徹底や、現場のニーズに合った変形労働時間制の導入の検討では、現実的に対応できるものでないことは明白であります。

また、一部の道立学校で試験的に導入されているタイムカード等での時間管理は、ほとんど意味がないとの声も聞いているところでもあります。意識改革はもちろんのことですが、とにかく業務量を減らすことが最優先なのであります。

道教委として、具体的に何をどのように減らすつもりであるのか、教育長の所見を伺います。

最後に、部活動について伺います。

希望する道立学校に部活動指導員を配置することや、市町村教育委員会に対する財政支援を行うなどとしていますが、必要としている部活動や部活の種別に対応するのは難しいと考えます。

部活動指導員の活用とあわせ、指導経験がないスポーツ種別の部活動指導方法や部活運営、スポーツ科学に関する研修会などを実施し、学校全体で組織的に部活動に対応できる体制づくりも求められると考えますが、教育長の所見を伺い、再々質問を留保して、再質問を終わります。

（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）北口議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、胆振東部地震発生後の対応についてであります。過去に経験がない震度7の地震の発生を踏まえ、直ちに、私から担当部局に対し、速やかに被害の状況を把握し、関係機関と情報を共有しながら初動対応に当たるよう指示いたしましたところでもあります。

また、庁内の関係部局はもとより、自衛隊や道警察など防災関係機関が参画をする災害対策本部指揮室において、情報収集や救出、救助など、それぞれの役割を担う各班がさまざまな活動を適切に行えるよう、情報共有を図りながら、人命を最優先に、全力で応急対策に取り組んでまいったところでもあります。

次に、被災者への対応などについてであります。地震発生後、私は、災害対策本部長として、直ちに被災の状況を把握し、人命最優先で応急対策に当たるよう指示をいたしましたところでもあります。

また、被災翌日には、甚大な被害を受けた地域の状況をみずから確認するとともに、国と連携し、救出、救助や救援物資の供給など、さまざまな初動対応に取り組んでまいったところでもあります。

いまだ避難を余儀なくされている方々が多くおられることを踏まえ、引き続き、こうした方々への体や心のケアはもとより、仮設住宅の整備など、生活支援にしっかりと取り組んでまいります。

次に、電力の安定供給についてであります。我が国では、大規模な発電設備の停止が生じた

場合においても需給バランスを保てるよう、国や電気事業者により、さまざまなセーフティーネットが整備されているところではありますが、このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生をいたしたところでもあります。

道といたしましては、こうした事態を再び生じさせないよう、国に対し、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期するよう求めるとともに、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできるだけ緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の備えなどについて、責任を持って検証し、必要な対策を講じてまいります。

次に、今後の電力供給についてであります。このたびの地震以降、本道においては、北本連系線を活用した緊急的な電力融通を含め、供給力が確保されてきたところでもあります。

地域の暮らしと産業の発展に向け、特に、積雪寒冷な本道においては、安価で安定的な電力の供給に万全を期することが重要であります。

今後、発電所の順次復旧も予定されておりますが、道といたしましては、需要が高まる冬の電力供給の確保に向け、国が11月にも実施するとしている需給状況の確認を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、災害時の給油についてであります。地域のガソリンスタンドは、自動車はもとより、家庭用暖房や各種施設の燃料の供給拠点としても重要であり、道といたしましては、国や関係機関と連携をし、非常用電源の確保等に関する課題の速やかな把握、分析に努め、災害時に備えた地域におけるエネルギー拠点の整備に係る国の支援策の活用なども含め、関連業界と連携しながら、必要な対策に取り組んでまいります。

次に、震災後の観光の復興についてであります。道においては、安心して観光を楽しめる環境を取り戻し、道内はもとより、国内外の観光需要を喚起するため、旅行代金の割引制度であるふっこう割の導入を初め、集中的な観光プロモーションなどに対する強力かつ迅速な支援について、国に対して要請をしているところでもあります。

また、道内観光の安全性などを理解していただくため、道民の方々や国内外の皆様に対してメッセージを出したところであり、引き続き、正確な観光情報を国内外に向けて発信していくほか、旅行博や商談会など、さまざまな機会を捉え、魅力にあふれた本道観光を積極的にPRするなど、誘客の一層の促進に向け、私みずから先頭に立って全力で取り組んでまいります。

次に、河川ハザードマップの整備等についてであります。道といたしましては、市町村において、現行法に対応した適切なハザードマップが整備されるよう、国とも連携しながら、さまざまな機会を通じて働きかけを行っているところでもあります。

また、道が取り組む、市町村の防災訓練への支援や防災学校などを通じて、ハザードマップの活用を促し、洪水のおそれがある場合に、道民の方々が適切な避難行動をとることができるよう、地域の住民の方々へ周知を図ってまいります。

次に、道政運営についてであります。私は、これまで、道政上の最重要課題である人口減少・危機突破に向けて、本道が持つ多様な価値を最大限に生かしながら、産業の競争力強化や持

続可能な地域づくりに取り組んできているところであります。

こうした中、本道においては、国内客やインバウンドの増加、食の北海道ブランドの向上など、取り組みの成果があらわれてきている一方、産業の担い手や交通ネットワークの確保、さらには大規模自然災害への対応など、深刻な課題に直面しているものと受けとめているところであります。

次に、道政課題への対応についてであります。私は、これまでも、多くの方々の御意見を伺いながら、道民の皆様方や北海道の将来にとって何が大切かということの基本に置いて、人口減少・危機突破を初めとする道政上のさまざまな課題に全力で取り組んでまいったところであります。

私といたしましては、今後とも、直面する課題に正面から向き合い、将来にわたって輝き続ける北海道の実現に向けて、あらゆる政策資源を最大限に活用しながら、道政の推進に力の限りを尽くしてまいりる考えであります。

次に、人口減少問題への対応についてであります。道といたしましては、労働力人口の維持や地域経済の活性化のほか、生活環境の整備といった課題への対応など、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、地域資源を生かした産業の振興や子育て環境の整備、さらには、移住、定住の促進など、各般の取り組みを進めてきているところであります。

私といたしましては、今後とも、地域の厳しい実情を踏まえ、施策の実効性を高めるよう、状況に応じて事業の見直しを不断に行うなど、危機感を持って、市町村の戦略への一層の支援と創生総合戦略の着実な推進に全力で取り組んでまいります。

次に、農家戸数の減少への対応についてであります。本道では、農家戸数が減少していく中で、後継者による規模拡大が進む一方、集落による共同活動の縮小などにより、地域コミュニティの維持にも影響を及ぼすものと考えるところであります。

私といたしましては、今後とも、基幹産業である農業の生産基盤の整備や、関連産業と連携した付加価値向上を初め、家族経営に対する支援、新規就農者の確保など、農家経営の持続的な発展を通じ、人口減少の抑制に全力を尽くしてまいります。

次に、J R北海道問題についてであります。道では、関係機関が、共通の認識のもと、J R北海道をめぐる問題の解決に向けて一体となって取り組むため、本年4月に関係者会議を設置し、情報提供に努めながら、意見交換や論点の整理を行ってきているところであります。

道といたしましては、国が示した、J R北海道に対する支援の考え方については、国と地域の負担水準の考え方など、整理すべきさまざまな課題があるものと考えており、地域としての支援について道民の皆様方の御理解をいただくためにも、今後、関係者会議などを通じて、改めて、国に対し、支援の考え方などについて詳細な説明を求めてまいります。

次に、持続的な鉄道網のあり方についてであります。道では、これまでも、地域の実情を踏まえた最適な公共交通体系の実現に向け、地域における検討協議の場に参画しながら、地域が必要とするさまざまな情報を提供するなど、関係者の皆様方とともに、丁寧な議論を重ねてまいっ

たところであります。

道といたしましては、今後とも、交通政策総合指針の考え方にに基づき、将来の地域づくりと一体となった検討協議を進め、地域の皆様方とともに、十分な議論を尽くしてまいる考えであります。

次に、地域医療構想についてであります。地域における医療提供体制を構築するためには、医療機関相互の役割分担や連携体制の整備などに向け、関係者が幅広く参加する地域医療構想調整会議において、十分な議論を行っていくことが重要であります。

このため、道では、本年度、21の全ての圏域において、地域医療構想に関する説明会を開催するなどして、調整会議における議論の活性化を図るとともに、地域ごとの議論を踏まえた具体的な取り組みに対して、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行うなど、地域の実情に即した医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、障がい者雇用についてであります。障がい者の方々が、地域の一員として、ともに生活できる社会の実現が何より重要と考えるところであり、道といたしましては、今後とも、企業への要請や、障害者就業・生活支援センターを通じた相談対応を行うとともに、事業主である立場から、障がい者を対象とした選考試験の実施により雇用の促進に努め、また、障がいの区分や程度、特性に応じた働き方、職域の設定など、障がい者の方々が、長期的、安定的に働き続けることができるよう、その環境整備に努めるなど、障がい者雇用の一層の促進に取り組んでまいります。

次に、国際貿易交渉に係る国への要請についてであります。本道の農林水産業が地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、多様な担い手の方々が、将来に希望を持ち、安心して経営に取り組んでいくことが何よりも重要と認識をいたします。

このため、私といたしましては、本道の農林水産業をめぐる国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、農林水産業の体質強化対策や経営安定対策など、各種施策を積極的に推進するとともに、いかなる国際環境下においても、本道の農林水産業が再生産が可能となるよう、必要な国境措置を確保するなど、万全な対応を適時適切に国に求めてまいります。

次に、道産食品の輸出に関し、戦略の内容についてであります。道では、これまでの輸出実績や市場ニーズなどを踏まえ、新たに、重点的に取り組む国別や、農畜産物、水産物、その他加工食品などの主要品目別に、現状や課題などを把握し、輸出拡大に向けた展開方針を示すことにより、海外販路の開拓、拡大にチャレンジする道内事業者の方々の意欲を一層喚起していく考えであります。

また、国やジェトロなどと連携を図り、輸出先国の市場特性などの情報を企業に発信するとともに、戦略に沿った具体的な取り組み内容の検討を行うなど、道産食品の輸出拡大を進めてまいる考えであります。

次に、人材の確保についてであります。人材確保対策を効果的に進めていくためには、庁内

はもとより、国や市町村、関係団体などと連携していくことが重要であります。

道といたしましては、事業の実施に当たり、人材確保対策推進本部のもと、庁内の関係部局が連携し、さまざまな施策を展開するとともに、経済団体、労働団体、行政で構成する北海道雇政策推進会議や、振興局ごとの地域雇用ネットワーク会議を通じ、国や市町村、関係団体、教育機関との連携を強化し、1人でも多くの人材の確保が図られるよう取り組んでまいります。

次に、大卒者等の採用・就職活動についてであります。道といたしましては、学業への支障や中小企業に対する影響への配慮など、道内の中小企業の関係団体の要望を国に伝えるとともに、U・Iターンフェアや合同企業説明会の開催などを通じて、地域の産業や企業に対する大学生等の理解を深め、就職に結びつける取り組みを進めることにより、道内企業の人材確保を支援してまいりたいと考えております。

次に、IRに関して、まず、有識者懇談会についてであります。この懇談会は、道としてIR誘致の判断を行うに当たり、観光や地域振興の面からの効果、課題、さらには、依存症を初めとした社会的影響対策などについて、専門的見地からの意見を伺うために設置したものであり、その構成員は、IRへの賛否にかかわらず、それぞれの分野で高い見識や実務経験を有する方々を選任いたしましたところであります。

これまでの会合においても、IRに関し、プラス、マイナスの両面からさまざまな御意見をいただいております。構成員の追加等については考えておりません。

また、IRの誘致についてであります。道といたしましては、今後、道議会での御議論はもとより、有識者懇談会を初め、各界各層の方々の幅広い御意見をお聞きしながら、IRに関する基本的な考え方を取りまとめ、道民の皆様方にも丁寧に説明していきたいと考えているものであり、こうした中で、国における政省令や基本方針など、制度設計の動向も見きわめ、誘致について、スピード感を持って適切に対応してまいります。

最後に、北方領土問題についてであります。北方領土の早期返還は、元島民の方々を初めとする道民全体の長年にわたる悲願であることから、道といたしましては、これまで、国に対する要請活動や、北海道のみならず、全国の世論喚起を図る啓発活動などについて、関係者とともに取り組んできているところであります。

私といたしましては、今後とも、国に対して、地元への説明会など、緊密な情報共有を求めるとともに、領土問題の解決に向けたプロセスに地元関係者の意向が反映されるよう働きかけを行うなど、根室管内の市町を初めとする関係者の方々と連携して、北方領土問題の早期解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）北口議員の再質問にお答えをいたします。

教育課題に関し、まず、教員の多忙化の解消に向けた取り組みなどについてであります。学校現場では、教員一人一人が健康で心にゆとりを持って子どもたちと向き合うための環境整備が

大切であり、休憩時間を確保するなど、長時間勤務の解消は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、道教委としては、今後も引き続き、部活動指導の見直しや、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの活用により、部活動指導や生徒指導に係る教員の負担軽減に努めるほか、学校現場を訪問するなどして、管理職や教員から現場の意見を直接伺い、学校の実情に応じた徹底した業務改善はもとより、教員の勤務改善につながる会議のあり方や、休憩時間の柔軟な運用などについて検討し、働き方改革が着実に進むよう、より一層、さまざまな取り組みに努めてまいります。

次に、部活動指導についてであります。学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きく、各学校が、生徒の実態等に応じ、学校全体で組織的に取り組む必要があると考えております。

こうしたことから、道教委としては、教員の初任段階研修や中堅教諭等研修など、さまざまな研修機会を活用し、部活動の運営方法、科学的な指導方法などを内容に位置づけ、部活動顧問に対する研修を充実させるとともに、学校現場における複数顧問の配置や、競技団体と連携した相談窓口の充実など、学校全体での指導体制を整備し、生徒の視点に立った部活動の充実に努めてまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 北口雄幸君。

○65番北口雄幸君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問をいたします。

まず、胆振東部地震に関し、電力供給についてであります。

これほど広範囲で長時間に及ぶ未曾有のブラックアウトは、道内に甚大な影響を及ぼしました。東日本大震災によって、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、津波で太平洋沿岸部の発電所が被災したときでさえ、ブラックアウトは起きておりません。

今回の事態は、それほど深刻な出来事であったにもかかわらず、道民の生命や財産を預かる知事からの答弁は、北電の責任を言うばかりで、認識が甘く、他人ごとであります。

道内のほぼ全域の295万戸が停電し、ライフラインである水道の断水など、生活に大きな支障を来しました。

また、多くの病院が、一時、外来の受け付けをやめたり、透析患者への対応に奔走したほか、農作物や魚介類の輸送ができなかったりと、産業活動の動きそのものが停止したのであります。

道は、電力供給についてのセーフティーネットは、北本連系線など、国によって確保されているとの認識をお示しですが、北海道の電力供給は、事実上、孤立していたのではありませんか。

ブラックアウトは、そもそも想定されていたものなのか、知事の認識を伺います。

また、何がどのように起きたのか、国と検証をするのは当然であります。国自体の責任をどのように考えるのか、その認識を伺います。

また、ブラックアウトに道のエネルギー施策は何ら関係がなかったかのような答弁が繰り返されています。国、北電だけにその役割や責任を預ける姿勢で本当にいいのでしょうか。甚だ疑問であります。

道としてのエネルギー施策はブラックアウトに何ら関係がないのか、その役割、責任も含めなければ、しっかりとした検証はできないはずであります。

このような事態を二度と起こさないためにも、電力供給における道みずからの役割、責任も含め、どう対処しようとするのか、所見を伺います。

次に、知事の道政運営についてであります。

選挙で選ばれる知事も私ども議員もそうではありますが、4年の任期を全力で務め上げ、その上で有権者の審判を仰ぐこととなります。

知事は、残された半年間で、選挙時に公約として道民に約束したことや4期16年間の道政運営の仕上げをしなければなりません。しかし、ここに至っても、知事は、道政運営や道政執行について、通り一遍の答弁を淡々と述べるだけであります。

知事は道内をよく歩いているとのことですが、答弁からは、地域で暮らす人々の喜びや悲しみなどは全く伝わってきません。あと半年で、知事としての区切りを迎えるのです。

折しも、北海道は、震度7の地震とブラックアウトという、過去に例のない災害からの復旧を目指さなければなりません。地域公共交通の基盤であるJR北海道への対応も切迫した状況にあります。

こうした中で、知事は、来年の春以降、どうされるつもりなのか、認識を伺います。

また、知事は、道政の推進に力の限りを尽くすと答弁していますが、残された任期はわずかであり、その最後の期間ぐらひは、言葉だけではなく、知事としての行動が伴うものであるように強く求めるものですが、改めてその認識を伺います。

次に、人口減少対策についてであります。

人口減少に歯どめがかからない状況で繰り返される答弁は、甘い認識ばかりで、全く理解ができません。

道の創生総合戦略については、これまで取り組んだ、移住、定住、子育て環境の整備などの施策を見ても、抜本的な見直しが必要であることは明らかであります。

知事に、人口減少・危機突破を達成させる気概があるならば、これまでの成果を正確に把握し、十分に検証した上で、成果が上がっていないものは、その方向性から抜本的に見直すなど、実効性のある施策を展開していくべきであります。

知事は、状況に応じて事業の見直しを不断に行うと答弁していますが、何をどうするのか、また、計画期間を前倒しするとの理解でよいのか、具体の答弁を求めます。

また、農家戸数の減少について、これ以上、農家戸数を減らさないための知事の覚悟と決意を伺いましたが、明確な答弁はいただけませんでした。

農家戸数の減少によって、北海道の農業も衰退しておりますし、地域コミュニティーも壊れる

状況にあるのです。

知事は、将来の北海道農業、そして北海道の農村をどのようにイメージしているのか、伺います。

また、10年後の農家戸数をどの程度と考えているのかもあわせて伺います。

次に、J R北海道への支援についてであります。

このたび国が示した支援策については、約400億円という国と同水準の地方負担を求めているのですが、その根拠や内訳などが明らかにされておらず、このままでは、なかなか地域協議は進まないと思われまます。

しかし、当面2年間という支援の中で、一定の成果を求められていることから、道としても、できることは早急に取り組んでいかなければならないと考えます。

利用促進キャンペーンなど、今からでも、道と市町村が一体となって行う新たな組織を設置するなど、実効ある取り組みの必要性について、知事の所見を伺います。

最後に、I Rについてであります。

有識者懇談会が、道内への設置の是非を判断する場ではないとするならば、賛成する意見を差し控えさせるべきであったのではありませんか。そうした立場の有識者がいる以上、逆の立場の方が入ることこそ、公平で正しい議論のあり方であります。

これまで設置に手を挙げている自治体や推進する団体などからは、公の場で直接話を聞いたことがあったと思いますが、反対する立場の団体などについては、ここ数年、知事が、直接、要望を受けたり、会って話し合ったことはないと思っております。

公平公正に議論が進められているのか、甚だ疑問に感じるものでありますが、こうした進め方について、知事の所見を伺います。

また、広く意見を聞くとも答弁していますが、知事は来年の何を思っていることなのか、もはや、道内への設置を表明するタイミングを見計らっているとしか映りません。

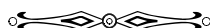
答弁にある、I Rに対する基本的な取りまとめはいつまでに行うのかを伺うとともに、誘致を判断する時期をあわせて伺い、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干お時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後4時30分休憩



午後4時34分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）北口議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、電力の安定供給についてであります。我が国では、大規模な発電設備の停止が生じた場合においても需給バランスを保てるよう、国や電気事業者により、さまざまなセーフティネットが整備されておりますが、このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生したところであります。

道といたしましては、こうした事態を再び生じさせないよう、エネルギー政策に責任を有する国に対し、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期するよう求めるとともに、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできる限り緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の備えなどについて、責任を持って検証し、必要な対策を講じてまいる考えであります。

また、企業局による発電事業やエネルギーの地産地消の促進に引き続き取り組んでまいる考えであります。

次に、道政運営についてであります。本道においては、人口減少・危機突破を初め、産業の担い手や交通ネットワークの確保、さらには大規模自然災害への対応など、深刻な課題に直面しており、私といたしましては、道民の皆様や北海道の将来にとって何が大切かということの基本に置いて、本道が持つ多様な価値を最大限に生かしながら、今後とも、道政の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、人口減少対策についてであります。道では、北海道における人口の長期的な展望に立ち、中期的な見地から施策を計画的に実施するための創生総合戦略を策定し、各般の施策を推進してきているところであります。

私といたしましては、より実効性の高い取り組みを進めるため、K P Iの達成に向け、事業や施策の改善に努めるなど、不断の点検を行いながら、戦略の着実な推進と市町村戦略への支援に全力で取り組んでまいります。

次に、農家戸数の減少への対応についてであります。本道の農家戸数が減少していくことは、集落にとどまらず、地域コミュニティの維持にも大きな影響を及ぼすものと考えるところであります。

私といたしましては、農村の活力を高め、農家戸数の減少を抑制していく上から、基幹産業である農業の振興と、それを支えていく家族経営に対する支援や後継者の確保などを一層進め、将来に向かって、多くの農家の皆様方が希望を持って営農に取り組み、誰もが安心して住み続けられる地域づくりに向け、強い決意で取り組んでまいります。

次に、J Rの利用促進についてであります。道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向けては、交通政策総合指針に基づき、利用促進などの効果や課題等を踏まえながら、J R北海道の収支改善に向けた取り組みを関係機関が一体となって推進していく必要があるものと考えており、沿線自治体の皆様方と連携を図りながら進めてまいります。

最後に、I Rに関する進め方についてであります。I Rに関しましては、多様な御意見があ

ると承知をしており、道といたしましては、さまざまな機会を捉え、こうした声をできる限り幅広くお伺いするとともに、今後取りまとめる、I Rに関する道の考え方を道民の皆様方にも丁寧に説明しながら、誘致について適切に判断をしまいる考えであります。

また、誘致の判断時期等についてであります。私といたしましては、道議会での御議論はもとより、有識者懇談会を初め、各界各層の方々の幅広い御意見を伺いながら、道としての基本的な考え方を取りまとめていく中で、プラス、マイナスの両面からの効果等を勘案するとともに、国の制度設計の動向も見きわめながら、スピード感を持って適切に判断してまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 北口雄幸君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月21日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時40分散会